

半 期 報 告 書

(第 5 期 中) 自 平成16年 4 月 1 日
至 平成16年 9 月30日

株式会社 近畿大阪銀行

5 0 1 0 5 5

目 次

	頁
第 5 期中 半期報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第 1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第 2 【事業の状況】	6
1 【業績等の概要】	6
2 【生産、受注及び販売の状況】	22
3 【対処すべき課題】	22
4 【経営上の重要な契約等】	22
5 【研究開発活動】	22
第 3 【設備の状況】	23
1 【主要な設備の状況】	23
2 【設備の新設、除却等の計画】	24
第 4 【提出会社の状況】	25
1 【株式等の状況】	25
2 【株価の推移】	28
3 【役員の状況】	29
第 5 【経理の状況】	30
1 【中間連結財務諸表等】	31
2 【中間財務諸表等】	73
第 6 【提出会社の参考情報】	94
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	95
中間監査報告書	
前中間連結会計期間	97
当中間連結会計期間	99
前中間会計期間	101
当中間会計期間	103

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成16年12月27日

【中間会計期間】 第5期中(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

【会社名】 株式会社近畿大阪銀行

【英訳名】 The Kinki Osaka Bank, Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 水田 廣行

【本店の所在の場所】 大阪市中央区城見一丁目4番27号

【電話番号】 大阪(06)6945-2121(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 奥村 賢二

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区城見一丁目4番27号

【電話番号】 大阪(06)6945-2121(代表)

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 奥村 賢二

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成14年度	平成15年度
		中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	中間連結 会計期間	平成14年度	平成15年度
		(自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日)	(自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日)	(自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日)	(自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日)
連結経常収益	百万円	77,901	78,225	50,370	133,658	125,996
連結経常利益 (は連結経常損失)	百万円	19,433	206,162	20,994	63,114	187,667
連結中間純利益 (は連結中間純損失)	百万円	18,804	293,444	27,079		
連結当期純損失	百万円				65,503	278,714
連結純資産額	百万円	96,739	216,690	129,410	74,861	100,437
連結総資産額	百万円	4,156,949	3,714,742	3,700,292	4,113,130	3,718,982
1株当たり純資産額	円	38.89	206.30	51.21	5.26	30.01
1株当たり中間純利益 (は1株当たり中間 純損失)	円	19.90	218.79	19.79		
1株当たり当期純損失	円				69.35	207.47
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益	円			14.82		
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	円					
連結自己資本比率 (国内基準)	%	7.24	10.96	8.71	6.13	7.82
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	61,975	90,342	26,782	135,390	37,116
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	34,658	149,843	54,167	85,698	221,638
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	3,000		5,000	16,834	269,775
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	127,315	364,978	103,439		
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円				124,778	135,807
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,675 [1,878]	3,173 [1,667]	2,324 [1,687]	3,363 [1,765]	2,386 [1,621]

(注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1) 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。

3 平成15年度以前の潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益については、中間(当期)純損失が計上されているので記載しておりません。

4 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国内基準を採用しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第3期中	第4期中	第5期中	第3期	第4期
決算年月		平成14年9月	平成15年9月	平成16年9月	平成15年3月	平成16年3月
経常収益	百万円	77,157	61,716	49,781	132,157	108,696
経常利益 (は経常損失)	百万円	29,211	218,547	19,581	59,185	199,010
中間純利益 (は中間純損失)	百万円	28,578	305,079	26,839		
当期純損失	百万円				60,597	288,611
資本金	百万円	111,539	73,105	38,971	111,539	38,971
発行済株式総数	千株	普通株式 944,504 第一回優先株式 120,000	普通株式 1,341,196 第一回優先株式 120,000	普通株式 1,347,196 第一回優先株式 120,000	普通株式 944,504 第一回優先株式 120,000	普通株式 1,347,196 第一回優先株式 120,000
純資産額	百万円	90,383	220,056	127,145	83,199	98,407
総資産額	百万円	4,140,783	3,660,210	3,697,654	4,063,684	3,708,779
預金残高	百万円	3,740,693	3,637,242	3,441,978	3,778,701	3,493,690
貸出金残高	百万円	2,955,968	2,670,843	2,460,171	3,000,969	2,541,554
有価証券残高	百万円	833,231	645,876	1,094,175	790,925	1,021,195
1株当たり中間配当額	円	普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式	(予定額) 普通株式 6.38 第一回優先株式 3.40		
1株当たり配当額	円				普通株式 第一回優先株式	普通株式 第一回優先株式
単体自己資本比率 (国内基準)	%	7.00	11.41	8.59	6.73	7.74
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,480 [1,835]	2,950 [1,633]	2,293 [1,682]	3,116 [1,723]	2,358 [1,603]

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 第5期中の1株当たり中間配当額(中間配当基準日：平成16年12月31日)については、予定額を記載しております。なお、確定額は平成17年1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

2 【事業の内容】

当社、株式会社りそな銀行、株式会社埼玉りそな銀行、株式会社奈良銀行及びりそな信託銀行株式会社は、5社の親会社である株式会社りそなホールディングスとともに、りそなグループを構成しております。

この中で当社グループは、当社、連結子会社1社及び関連会社(持分法適用会社)1社で構成され、銀行業務を中心に信用保証業務等の金融サービスを提供しております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

[銀行業務]

当社の本店ほか115カ店等においては、預金業務、貸出金業務、内国為替業務、外国為替業務等を行い、当社グループの中核事業と位置づけております。

[その他業務]

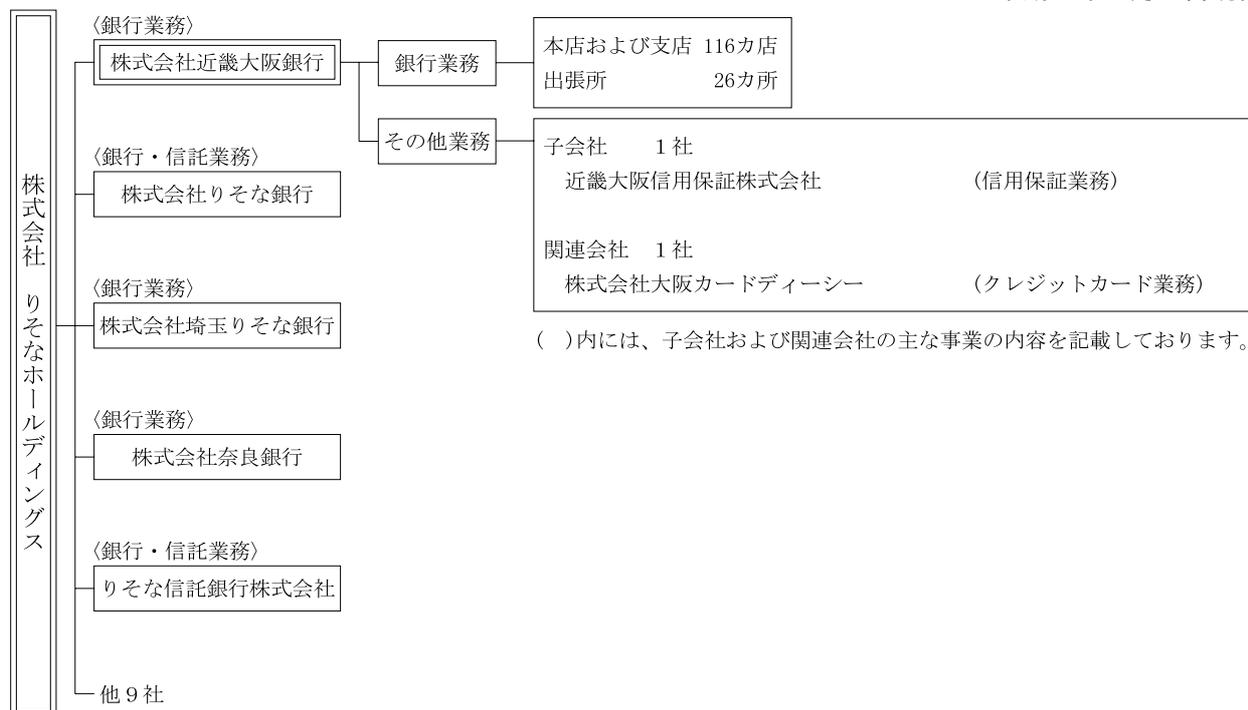
子会社の近畿大阪信用保証株式会社では信用保証業務を行っております。

このほか、株式会社大阪カードディーシーではクレジットカード業務を行っていましたが、平成16年6月30日開催の株主総会により会社解散の決議を行い、清算の手続きを行っております。

なお、前連結会計年度まで持分法適用の関連会社であった近畿大阪コンピュータサービス株式会社及びりそな人事サポート株式会社は、株式の売却等によりそれぞれ持分法適用の対象から除外しております。

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

平成16年9月30日現在



3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

(持分法適用関連会社)

- ・近畿大阪コンピュータサービス株式会社
- ・りそな人事サポート株式会社

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成16年9月30日現在

	銀行業	その他	合計
従業員数(人)	2,293 [1,682]	31 [5]	2,324 [1,687]

- (注) 1 従業員数は、出向者を除いた就業人員数(ただし連結会社間の出向者を含む)であり、嘱託及び臨時従業員(派遣社員を含む)1,776人を含んでおりません。
- 2 銀行業の従業員数には、専任執行役員7人を含んでおります。
- 3 嘱託及び臨時従業員数(派遣社員を含む)は、[] 内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成16年9月30日現在

従業員数(人)	2,293 [1,682]
---------	--------------------

- (注) 1 従業員数は、出向者176人を除いた就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員(派遣社員を含む)1,770人を含んでおりません。
- 2 従業員数には、専任執行役員7人を含んでおります。
- 3 嘱託及び臨時従業員数(派遣社員を含む)は、[] 内に当中間会計期間の平均人員を外書きで記載しております。
- 4 当社の従業員組合は、近畿大阪銀行従業員組合と称し、組合員数は1,937人(出向者を除く)であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

・業績

(金融経済環境)

当中間連結会計期間におけるわが国経済情勢を顧みますと、原油価格の高騰が内外経済に与える不安材料はあるものの、米国・アジアの景気が拡大している中で輸出・生産が堅調に推移したことにより企業収益は大幅に改善し、また設備投資も増加するなど全体の景気の回復傾向がより鮮明になってまいりました。

当社グループの主な営業基盤であります大阪地域におきましても、輸出が好調に推移したほか、生産・設備投資・個人消費にも持ち直しの動きが見られるなど、総じて景気は緩やかに回復してきております。

金融面では、日銀が量的緩和政策を継続する中で短期金利は引き続き低位安定的な水準を維持し、株価につきましても、先行きの景気回復感が強まりつつあることや金融システムの安定化などにより総じて安定的に推移しました。

(経営方針)

当社は、りそなグループの一員として、サービス業の原点である「お客様重視」の姿勢を徹底し、「銀行業から金融サービス業への進化」を目指し、お客様の良きパートナーとなるよう努めます。また、「企業価値の最大化」に向けて、経営のあらゆる面での改革を加速して更なる合理化を進めるとともに、透明性の高いスピード感ある経営の実現と質の高い金融サービスの提供を通じて、将来にわたって安定的に収益を確保し得る経営体質の確立を目指します。

これらの方針に沿って、「地域」と「サービス」を経営戦略のキーワードに、地域密着のリテールバンキングを展開して、地元の中小企業ならびに個人の皆さまの豊かな生活づくりと地元経済の発展に多面的に貢献し、地域金融機関としての基本的使命を果たしてまいります。

(業績)

預金は前連結会計年度末比593億円減少し、当中間連結会計期間末残高は3兆4,286億円となりました。貸出金は、引き続き地元の中小企業、個人の皆さまへの円滑な資金供給に努める一方、部分直接償却や再生ファンドの組成を行った結果、前連結会計年度末比799億円減少し、当中間連結会計期間末残高は2兆4,648億円となりました。

有価証券の当中間連結会計期間末残高は、前連結会計年度末比649億円増加し、1兆861億円となりました。

当中間連結会計期間の連結損益につきましては、経常収益が503億円となりました。内訳をみますと、貸出金利息を中心とする資金運用収益347億円、役務取引等収益69億円などとなっております。経常費用は293億円となりました。

営業経費につきましては合理化を徹底した結果、198億円となりました。与信関連費用につきましては、前連結会計年度中に早期再生に向け不良債権処理を推し進めてきたこと、並びに景気回復が企業業績を押し上げたことや企業再生支援の進捗等により、61億円の戻入となりました。

以上の結果、連結経常利益は209億円(前中間連結会計期間は連結経常損失2,061億円)、連結中間純利益は270億円(前中間連結会計期間は連結中間純損失2,934億円)となりました。

なお、連結自己資本比率は8.71%、単体自己資本比率は8.59%となりました。

「事業の状況」に記載の課税取引については、消費税及び地方消費税を含んでおりません。

・キャッシュ・フロー

現金及び現金同等物の異動状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物は、営業活動によるキャッシュ・フローが267億円の収入、投資活動によるキャッシュ・フローが541億円の支出、財務活動によるキャッシュ・フローが50億円の支出となったことから、前連結会計年度末に比べ323億円減少し1,034億円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業活動によるキャッシュ・フローは、預金が593億円減少したものの、貸出金が597億円減少したこと及び市場性調達が増加等により前中間連結会計期間に比べ635億円減少し267億円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フロー

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却・償還により5,573億円の収入があったものの、有価証券の取得により6,172億円の支出となったことから前中間連結会計期間に比べ2,040億円減少し541億円の支出となりました。

財務活動によるキャッシュ・フロー

財務活動によるキャッシュ・フローは、劣後特約付借入金の返済により50億円の支出となりました。なお、前中間連結会計期間は該当ありません。

(1) 国内・国際業務部門別収支

資金運用収支は、国内業務部門が前中間連結会計期間比3,118百万円の減少、国際業務部門が同94百万円減少し、合計では、同3,212百万円減少の31,893百万円となりました。

また、役務取引等収支は、国内業務部門が前中間連結会計期間比1,351百万円の減少、国際業務部門が同20百万円減少し、合計では、同1,372百万円減少の3,854百万円となりました。

その他業務収支は、国内業務部門が前中間連結会計期間比10,461百万円の減少、国際業務部門が同23百万円減少し、合計では、10,485百万円減少の1,562百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前中間連結会計期間	33,816	1,290	35,106
	当中間連結会計期間	30,697	1,195	31,893
うち資金運用収益	前中間連結会計期間	37,804	1,478	133 39,149
	当中間連結会計期間	33,497	1,374	149 34,722
うち資金調達費用	前中間連結会計期間	3,987	188	133 4,043
	当中間連結会計期間	2,799	178	149 2,829
役務取引等収支	前中間連結会計期間	5,004	222	5,227
	当中間連結会計期間	3,653	201	3,854
うち役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,899	275	8,175
	当中間連結会計期間	6,747	241	6,988
うち役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,894	53	2,947
	当中間連結会計期間	3,093	40	3,133
その他業務収支	前中間連結会計期間	11,794	254	12,048
	当中間連結会計期間	1,332	230	1,562
うちその他業務収益	前中間連結会計期間	12,122	254	12,376
	当中間連結会計期間	2,155	230	2,386
うちその他業務費用	前中間連結会計期間	328		328
	当中間連結会計期間	823		823

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

(2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達の状況

資金運用勘定平均残高は、国内業務部門3,441,389百万円、国際業務部門145,692百万円、合計3,448,563百万円となりました。前中間連結会計期間対比では、抜本的な不良債権処理を行ったこと等により貸出金は減少いたしました。有価証券は運用の多様化を図ったこと等により増加いたしました。

また、資金調達勘定平均残高は、国内業務部門3,477,829百万円、国際業務部門145,708百万円、合計3,485,020百万円となりました。前中間連結会計期間対比では、国内業務部門の預金残高減少等により合計で減少いたしました。

一方、資金運用利回りは国内業務部門1.94%、国際業務部門1.88%、合計では前中間連結会計期間比0.27%低下し2.00%となりました。また資金調達利回りは国内業務部門0.16%、国際業務部門0.24%、合計では前中間連結会計期間比0.05%低下し0.16%となりました。

国内業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	(119,089) 3,421,653	(133) 37,804	2.20
	当中間連結会計期間	(138,517) 3,441,389	(149) 33,497	1.94
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,852,180	35,156	2.45
	当中間連結会計期間	2,452,962	30,464	2.47
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	805	1	0.28
	当中間連結会計期間	338	17	10.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	433,582	2,409	1.10
	当中間連結会計期間	838,114	2,752	0.65
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	13,114	0	0.01
	当中間連結会計期間	2,185	0	0.01
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	909	0	0.00
	当中間連結会計期間	1,148	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,737,916	3,987	0.21
	当中間連結会計期間	3,477,829	2,799	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	3,616,514	2,615	0.14
	当中間連結会計期間	3,424,325	2,243	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	9,220	0	0.00
	当中間連結会計期間	8,230	0	0.00
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	112,118	1,372	2.44
	当中間連結会計期間	45,233	555	2.44

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間261,320百万円、当中間連結会計期間174,102百万円)を控除して表示しております。

3 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

国際業務部門

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	126,214	1,478	2.33
	当中間連結会計期間	145,692	1,374	1.88
うち貸出金	前中間連結会計期間	899	11	2.63
	当中間連結会計期間	701	9	2.68
うち商品有価証券	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち有価証券	前中間連結会計期間	117,015	1,330	2.26
	当中間連結会計期間	136,651	1,237	1.80
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	167	0	1.15
	当中間連結会計期間	84	0	1.66
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
資金調達勘定	前中間連結会計期間	(119,089) 126,752	(133) 188	0.29
	当中間連結会計期間	(138,517) 145,708	(149) 178	0.24
うち預金	前中間連結会計期間	6,234	12	0.41
	当中間連結会計期間	6,108	20	0.65
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,314	8	1.28
	当中間連結会計期間	1,010	7	1.39
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			

(注) 1 国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等を含んでおります。

2 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間13百万円、当中間連結会計期間13百万円)を控除して表示しております。

3 ()内は国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

4 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末TT仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方式)により算出しております。

合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前中間連結会計期間	3,428,778	39,149	2.27
	当中間連結会計期間	3,448,563	34,722	2.00
うち貸出金	前中間連結会計期間	2,853,079	35,168	2.45
	当中間連結会計期間	2,453,664	30,474	2.47
うち商品有価証券	前中間連結会計期間	805	1	0.28
	当中間連結会計期間	338	17	10.28
うち有価証券	前中間連結会計期間	550,598	3,739	1.35
	当中間連結会計期間	974,766	3,990	0.81
うちコールローン 及び買入手形	前中間連結会計期間	13,282	1	0.02
	当中間連結会計期間	2,270	0	0.07
うち買現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 支払保証金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち預け金	前中間連結会計期間	909	0	0.00
	当中間連結会計期間	1,148	0	0.00
資金調達勘定	前中間連結会計期間	3,745,580	4,043	0.21
	当中間連結会計期間	3,485,020	2,829	0.16
うち預金	前中間連結会計期間	3,622,749	2,628	0.14
	当中間連結会計期間	3,430,433	2,263	0.13
うち譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うちコールマネー 及び売渡手形	前中間連結会計期間	1,314	8	1.28
	当中間連結会計期間	1,010	7	1.39
うち売現先勘定	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち債券貸借取引 受入担保金	前中間連結会計期間	9,220	0	0.00
	当中間連結会計期間	8,230	0	0.00
うちコマースナル・ ペーパー	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
うち借入金	前中間連結会計期間	112,118	1,372	2.44
	当中間連結会計期間	45,233	555	2.44

- (注) 1 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前中間連結会計期間261,333百万円、当中間連結会計期間174,116百万円)を控除して表示しております。
- 2 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は、相殺して記載しております。

(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

役務取引等収益は、国内業務部門が6,747百万円、国際業務部門が241百万円、合計で6,988百万円となりました。

一方、役務取引等費用は、国内業務部門が3,093百万円、国際業務部門が40百万円、合計で3,133百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前中間連結会計期間	7,899	275	8,175
	当中間連結会計期間	6,747	241	6,988
うち預金・貸出業務	前中間連結会計期間	847		847
	当中間連結会計期間	799		799
うち為替業務	前中間連結会計期間	2,441	266	2,707
	当中間連結会計期間	2,257	232	2,490
うち証券関連業務	前中間連結会計期間	79		79
	当中間連結会計期間	61		61
うち代理業務	前中間連結会計期間	850		850
	当中間連結会計期間	782		782
うち保護預り・貸金庫業務	前中間連結会計期間	412		412
	当中間連結会計期間	402		402
うち保証業務	前中間連結会計期間	1,746	8	1,755
	当中間連結会計期間	658	9	668
役務取引等費用	前中間連結会計期間	2,894	53	2,947
	当中間連結会計期間	3,093	40	3,133
うち為替業務	前中間連結会計期間	457	49	507
	当中間連結会計期間	420	38	459

(4) 国内・国際業務部門別特定取引の状況

該当ありません。

(5) 国内・国際業務部門別預金残高の状況

預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前中間連結会計期間	3,623,617	6,082	3,629,700
	当中間連結会計期間	3,421,186	7,425	3,428,612
うち流動性預金	前中間連結会計期間	1,343,110		1,343,110
	当中間連結会計期間	1,347,954		1,347,954
うち定期性預金	前中間連結会計期間	2,217,112		2,217,112
	当中間連結会計期間	2,039,883		2,039,883
うちその他	前中間連結会計期間	63,394	6,082	69,476
	当中間連結会計期間	33,348	7,425	40,774
譲渡性預金	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
総合計	前中間連結会計期間	3,623,617	6,082	3,629,700
	当中間連結会計期間	3,421,186	7,425	3,428,612

(注) 1 国内業務部門は当社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分は国際業務部門に含めております。

2 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(6) 貸出金残高の状況

業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成15年9月30日		平成16年9月30日	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
国内 (除く特別国際金融取引勘定分)	2,652,455	100.00	2,464,697	100.00
製造業	343,569	12.95	303,640	12.32
農業	692	0.03	544	0.02
林業	192	0.01	152	0.01
漁業	623	0.02	732	0.03
鉱業	1,593	0.06	228	0.01
建設業	152,602	5.75	115,461	4.68
電気・ガス・熱供給・水道業	244	0.01	82	0.00
情報通信業	11,719	0.44	10,074	0.41
運輸業	38,411	1.45	49,582	2.01
卸売・小売業	312,144	11.77	278,529	11.30
金融・保険業	82,943	3.13	77,276	3.14
不動産業	325,423	12.27	248,564	10.09
各種サービス業	255,404	9.63	223,612	9.07
地方公共団体	16,209	0.61	17,611	0.71
その他	1,110,687	41.87	1,138,609	46.20
特別国際金融取引勘定分	188	100.00	155	100.00
政府等				
金融機関				
その他	188	100.00	155	100.00
合計	2,652,643		2,464,853	

(注) 国内とは、当社及び連結子会社であります。

外国政府等向け債権残高(国別)

期別	国別	外国政府等向け債権残高(百万円)
平成15年9月30日	該当ありません	
平成16年9月30日	該当ありません	

(注) 「外国政府等」とは、外国政府、中央銀行、政府関係機関又は国営企業及びこれらの所在する国の民間企業等であり、日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(7) 国内・国際業務部門別有価証券の状況

有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前中間連結会計期間	214,227		214,227
	当中間連結会計期間	505,511		505,511
地方債	前中間連結会計期間	22,889		22,889
	当中間連結会計期間	31,044		31,044
短期社債	前中間連結会計期間			
	当中間連結会計期間			
社債	前中間連結会計期間	245,843		245,843
	当中間連結会計期間	305,470		305,470
株式	前中間連結会計期間	51,406		51,406
	当中間連結会計期間	21,597		21,597
その他の証券	前中間連結会計期間	284	111,329	111,614
	当中間連結会計期間	73,757	148,795	222,552
合計	前中間連結会計期間	534,651	111,329	645,981
	当中間連結会計期間	937,380	148,795	1,086,176

(注) 1 国内業務部門は当社及び連結子会社の円建取引、国際業務部門は当社の外貨建取引であります。ただし、円建外国証券は国際業務部門に含めております。

2 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(単体情報)

(参考)

当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
業務粗利益	50,712	35,508	15,203
経費(除く臨時処理分)	28,094	19,830	8,263
人件費	12,150	8,588	3,562
物件費	14,317	9,905	4,411
税金	1,627	1,337	289
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	22,618	15,678	6,939
一般貸倒引当金繰入額	22,498		22,498
業務純益	119	15,678	15,558
うち債券関係損益	11,941	1,346	10,594
臨時損益	218,667	3,903	222,571
株式関係損益	11,313	1,269	12,582
不良債権処理損失	198,149	993	197,156
貸出金償却	105,418	346	105,072
個別貸倒引当金繰入額	82,961		82,961
債権売却損失引当金繰入額	759		759
特定債務者支援引当金繰入額	7,604		7,604
その他の債権売却損等	1,406	647	758
その他臨時損益	9,204	3,627	12,832
経常利益(は経常損失)	218,547	19,581	238,129
特別損益	18,732	8,057	26,790
うち動産不動産処分損益	619	39	659
税引前中間純利益(は税引前中間純損失)	237,280	27,639	264,919
法人税、住民税及び事業税	35	35	0
法人税等調整額	67,763	764	66,999
中間純利益(は中間純損失)	305,079	26,839	331,919

- (注) 1 業務粗利益 = (資金運用収支 + 金銭の信託運用見合費用) + 役務取引等収支 + その他業務収支
2 業務純益 = 業務粗利益 - 経費(除く臨時処理分) - 一般貸倒引当金繰入額
3 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
4 臨時損益とは、中間損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
5 債券関係損益 = 国債等債券売却益 + 国債等債券償還益 - 国債等債券売却損 - 国債等債券償還損 - 国債等債券償却
6 株式関係損益 = 株式等売却益 - 株式等売却損 - 株式等償却

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回	2.22	1.93	0.29
(イ) 貸出金利回	2.48	2.47	0.01
(ロ) 有価証券利回	1.13	0.65	0.48
(2) 資金調達原価	1.66	1.26	0.40
(イ) 預金等利回	0.14	0.13	0.01
(ロ) 外部負債利回	2.37	2.44	0.07
(3) 総資金利鞘	-	0.56	0.11

(注) 1 「国内業務部門」は円建諸取引であります。

2 「外部負債」=コールマネー+売渡手形+借入金

3 ROE (単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減 (%) (B) - (A)
業務純益ベース(一般貸倒引当金繰入前)		57.70	
業務純益ベース		57.70	
中間純利益ベース		99.89	

(注) 1 $ROE = \frac{\text{普通株式に係る業務純益(又は中間純利益)} \times 365 \div 183}{\{(期首株主資本 - 期首発行済優先株式数 \times \text{発行価額}) + (期末株主資本 - 期末発行済優先株式数 \times \text{発行価額})\} \div 2}$

2 前中間会計期間については、株主資本がマイナスの為記載しておりません。

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(未残)	3,637,242	3,441,978	195,264
預金(平残)	3,631,398	3,441,613	189,784
貸出金(未残)	2,670,843	2,460,171	210,672
貸出金(平残)	2,843,153	2,449,222	393,931

(2) 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	2,889,237	2,778,214	111,022
法人	748,005	663,763	84,241
合計	3,637,242	3,441,978	195,264

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

(3) 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	1,058,936	1,099,520	40,583
住宅ローン残高	839,168	864,664	25,495
その他ローン残高	219,768	234,856	15,087

(4) 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	百万円	2,498,694	2,299,763	198,931
総貸出金残高	百万円	2,670,654	2,460,016	210,638
中小企業等貸出金比率	/ %	93.56	93.48	0.08
中小企業等貸出先件数	件	211,433	196,413	15,020
総貸出先件数	件	211,710	196,656	15,054
中小企業等貸出先件数比率	/ %	99.86	99.87	0.01

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受				
信用状	957	4,119	735	3,797
保証	4,571	52,447	3,437	43,320
計	5,528	56,567	4,172	47,117

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件(平成5年大蔵省告示第55号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国内基準を適用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年9月30日	平成16年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	73,105	38,971
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本剰余金	9,917	55,439
	利益剰余金	301,763	20,101
	連結子会社の少数株主持分	0	1
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()		
	為替換算調整勘定		
	営業権相当額()	78	12
	連結調整勘定相当額()		
	計 (A)	218,819	114,501
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	66,761	44,909
	負債性資本調達手段等	59,000	40,000
	うち永久劣後債務(注2)	30,000	30,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	29,000	10,000
	計	125,761	84,909
うち自己資本への算入額 (B)		51,926	
控除項目	控除項目(注4) (C)	92	51
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	218,911	166,375
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,962,921	1,881,342
	オフ・バランス取引項目	33,518	26,827
	計 (E)	1,996,440	1,908,170
連結自己資本比率(国内基準) = (D) / (E) × 100(%)		10.96	8.71

(注) 1 告示第23条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第24条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第24条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第25条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

単体自己資本比率(国内基準)

項目		平成15年 9月30日	平成16年 9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目	資本金	73,105	38,971
	うち非累積的永久優先株		
	新株式払込金		
	資本準備金	9,917	38,971
	その他資本剰余金		16,467
	利益準備金		
	任意積立金		
	中間未処分利益	305,079	17,836
	その他		
	その他有価証券の評価差損()		
	自己株式払込金		
	自己株式()		
	営業権相当額()	60	12
	計 (A)	222,117	112,234
補完的項目	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注1)		
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額		
	一般貸倒引当金	66,829	44,371
	負債性資本調達手段等	59,000	40,000
	うち永久劣後債務(注2)	30,000	30,000
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注3)	29,000	10,000
	計	125,829	84,371
うち自己資本への算入額 (B)		51,937	
控除項目	控除項目(注4) (C)	50	50
自己資本額	(A) + (B) - (C) (D)	222,168	164,122
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,916,407	1,886,559
	オフ・バランス取引項目	29,500	23,478
	計 (E)	1,945,907	1,910,038
単体自己資本比率(国内基準) = (D) / (E) × 100(%)		11.41	8.59

(注) 1 告示第30条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

2 告示第31条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものではありません。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

3 告示第31条第1項第4号及び第5号に掲げるものではありません。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

4 告示第32条第1項に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額であります。

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の有価証券中の貸付有価証券、貸出金及び外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成15年9月30日	平成16年9月30日
	金額(百万円)	金額(百万円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	126,533	36,933
危険債権	150,676	94,359
要管理債権	102,456	60,392
正常債権	2,364,072	2,327,509

2 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

3 【対処すべき課題】

金融機関を取り巻く環境は依然厳しい状況にありますが、ペイオフ全面解禁を控えて個々の金融機関の存在意義が一段と問われることとなります。

このような状況のもと、当社はりそなグループの一員として、「地域とサービスを軸にしたお客さま発・地域発の運営」、「サービスの質とローコスト運営による生産性の徹底追及」、「サービスカルチャーへの転換」を経営戦略とし、企業価値の最大化に取り組むことにより、将来にわたって安定的に収益を確保し得る経営体質の確立を目指します。

また、金融機関としての公共性の高さ、社会的責任の重さを十分認識し、透明性の高い経営を行うことで、社会からの信頼を得ていくことが必要であるとの認識のもと、引続き、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成にも努めてまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5 【研究開発活動】

該当ありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間中に完了した新設、改修及び売却等は次のとおりであります。

銀行業

以下の設備の新設、改修を行いました。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	完了年月
当社	本店ほか	大阪市中央区ほか	新日銀券対応システム	平成16年9月

以下の廃止済店舗等を売却しました。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	敷地面積 (㎡)	建物延面積 (㎡)	完了年月
当社	旧東三国支店ほか7店	大阪市淀川区ほか	廃止済店舗	3,570	3,437	平成16年9月
	社宅・寮4物件	大阪市城東区ほか	社宅・寮	534	714	平成16年9月

当中間連結会計期間中に重要な異動があった主要な設備の状況は次のとおりであります。

銀行業

以下の営業店舗を廃止いたしました。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当社	ポートタウン出張所	大阪市住之江区	営業店舗				0	0	5
	御殿山出張所	大阪府枚方市	営業店舗				1	1	4

(注) 帳簿価額、従業員数は、店舗の廃止時のものであります。

以下の営業店舗を移転いたしました。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
当社	本町営業部	大阪市西区	営業店舗			85	31	116	30

(注) 帳簿価額、従業員数は、店舗の移転後のものであります。

その他の事業

以下の連結子会社の本社を移転いたしました。

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	土地		建物	動産	合計	従業員数 (人)
				面積 (㎡)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	帳簿価額 (百万円)	
近畿大阪信用保証株式会社	本社	大阪市中央区	本社機能			9	19	28	34

(注) 帳簿価額、従業員数は、本社の移転後のものであります。

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間中に新たに確定した重要な設備の閉鎖、売却等の計画は、次のとおりであります。

銀行業

会社名	店舗名その他	所在地	設備の内容	期末帳簿価額 (百万円)	予定年月
当社	福田出張所	大阪府堺市	営業店舗	0	平成16年11月(廃止済) 美原支店に統合
	姫路支店	兵庫県姫路市	営業店舗	74	平成17年2月(廃止) 神戸支店に統合予定
	和歌山支店	和歌山県和歌山市	営業店舗	72	平成17年3月(廃止) 岸和田支店に統合予定
	彦根支店	滋賀県彦根市	営業店舗	19	平成17年3月(廃止) 京都支店に統合予定
	旧鶴町支店ほか 4店	大阪市大正区ほか	廃止済店舗	168	平成17年3月までに売却予定

(注) 上記のほかに、本店ビル(大阪市)の売却を計画しております。

その他の事業

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	3,200,000,000
優先株式	200,000,000
計	3,400,000,000

(注) 優先株式につき、消却又は普通株式への転換があった場合には、これに相当する株式数を減ずることとしたしております。

【発行済株式】

種類	中間会計期間末現在 発行数(株) (平成16年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成16年12月27日)	上場証券取引所名又は 登録証券業協会名	内容
普通株式	1,347,196,574	1,347,196,574		議決権あり
第一回優先株式	120,000,000	120,000,000		(注)
計	1,467,196,574	1,467,196,574		

(注) 第一回優先株式(以下「本優先株式」という)の内容は次のとおりであります。平成16年6月23日開催の当社第4期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号附則第3条)の規定により、本優先株式は議決権を有していません。

(1) 優先配当金

優先配当金

利益配当を行うときは、毎年3月31日現在の本優先株式の株主(以下「本優先株主」という)に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき6円80銭の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において本優先株主に対して支払う利益配当金の額が上記の優先配当金の額に達しないときは、その不足額は、翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

本優先株主に対しては、上記の優先配当金を超えて配当は行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年12月31日現在の本優先株主に対し、普通株主に先立ち本優先株式1株につき3円40銭の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、本優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。本優先株主に対しては、前記の500円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換を請求し得べき期間

平成14年1月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成14年1月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社大阪証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当初転換価額の下限は125円(以下「下限転換価額」という)とする。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は準じて調整される。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年1月1日から平成27年1月1日までの毎年1月1日(以下それぞれ「転換価額修正日」という)における当該転換価額修正日現在における時価に修正される。ただし、当該時価が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。

この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)に0.75を乗じた値の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

なお、上記45取引日の間に下記に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は準じて調整される。

転換価額の調整

転換価額(下限転換価額を含む)は、当社が本優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で行う普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。ただし、次の算式により計算される転換価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後転換価額とする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

上記算式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{本優先株主が転換請求のために提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(4) 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった本優先株式は、平成27年4月1日(以下「一斉転換日」という)をもって、本優先株式1株の払込金相当額をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。

この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における完全親会社である株式会社りそなホールディングスの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む)に0.75を乗じた値の平均値(終値のない日数を除く)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

ただし、当該時価が下限転換価額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(5) 議決権条項

法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わない。また、本優先株主に対し、新株の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えない。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成16年4月1日 ～平成16年9月30日		1,467,196		38,971,533		38,971,533

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	1,347,196	100.00
計		1,347,196	100.00

第一回優先株式

平成16年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそなホールディングス	大阪市中央区備後町2丁目2番1号	120,000	100.00
計		120,000	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成16年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,347,196,000	1,347,196	各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」に記載しております。
	第一回優先株式 120,000,000	120,000	
単元未満株式	普通株式 574		1 単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	1,467,196,574		
総株主の議決権		1,467,196	

(注) 第一回優先株式については、平成16年6月23日開催の当社第4期定時株主総会において、優先配当金を支払う旨の議案が提出されなかったことから、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号附則第3条)の規定により、第一回優先株式は議決権を有しております。

【自己株式等】

平成16年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
計					

2 【株価の推移】

(1) 普通株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されていません。

(2) 第一回優先株式

当株式は、証券取引所に上場されていません。

また、店頭売買有価証券として日本証券業協会に登録されていません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出後、当半期報告書提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

- 1 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)は、改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)は、改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 2 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)は、改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき、当中間会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)は、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

- 3 前中間連結会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)の中間連結財務諸表及び前中間会計期間(自平成15年4月1日至平成15年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、新日本監査法人の監査証明を受けております。

また、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)の中間連結財務諸表及び当中間会計期間(自平成16年4月1日至平成16年9月30日)の中間財務諸表は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、監査法人トーマツ及び新日本監査法人の監査証明を受けております。

なお、当中間連結会計期間及び当中間会計期間より監査人を1名増員しております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金		366,711	9.87	105,195	2.84	137,531	3.70
コールローン及び買入手形				159	0.00		
買入金銭債権		1,885	0.05	16,609	0.45	4,560	0.12
商品有価証券	7	738	0.02	187	0.01	565	0.02
有価証券	1,7	645,981	17.39	1,086,176	29.35	1,021,275	27.46
貸出金	2,3 4,5 6,8	2,652,643	71.41	2,464,853	66.61	2,544,830	68.43
外国為替	6	7,900	0.21	8,168	0.22	7,889	0.21
その他資産	7	92,322	2.49	15,625	0.42	20,518	0.55
動産不動産	7,9 10	59,480	1.60	44,616	1.21	45,736	1.23
繰延税金資産		6,413	0.17	2,806	0.08	5,175	0.14
支払承諾見返		63,553	1.71	52,926	1.43	57,567	1.55
貸倒引当金		182,888	4.92	97,031	2.62	126,667	3.41
資産の部合計		3,714,742	100.00	3,700,292	100.00	3,718,982	100.00

(負債、少数株主持分及び資本の部)

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		前連結会計年度の 連結貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	7	3,629,700	97.71	3,428,612	92.66	3,487,917	93.79
コールマネー及び売渡手形		723	0.02			1,056	0.03
債券貸借取引受入担保金	7	59,117	1.59	26,070	0.70		
借入金	7 11	112,218	3.02	40,254	1.09	45,284	1.22
外国為替		181	0.00	92	0.00	132	0.00
その他負債		32,551	0.88	17,262	0.47	18,567	0.50
退職給付引当金		13,072	0.35	5,538	0.15	7,560	0.20
債権売却損失引当金		5,047	0.14				
事業再構築引当金		15,247	0.41	122	0.00	457	0.01
繰延税金負債		17	0.00				
支払承諾		63,553	1.71	52,926	1.43	57,567	1.55
負債の部合計		3,931,432	105.83	3,570,880	96.50	3,618,544	97.30
少数株主持分		0	0.00	1	0.00		
資本金		73,105	1.97	38,971	1.05	38,971	1.05
資本剰余金	12	9,917	0.27	55,439	1.50	344,051	9.25
利益剰余金		301,763	8.13	29,104	0.79	286,581	7.71
その他有価証券評価差額金		2,050	0.06	5,894	0.16	3,997	0.11
資本の部合計		216,690	5.83	129,410	3.50	100,437	2.70
負債、少数株主持分及び 資本の部合計		3,714,742	100.00	3,700,292	100.00	3,718,982	100.00

【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		78,225	100.00	50,370	100.00	125,996	100.00
資金運用収益		39,149		34,722		75,114	
(うち貸出金利息)		(35,168)		(30,474)		(67,531)	
(うち有価証券 利息配当金)		(3,741)		(4,007)		(7,104)	
役務取引等収益		8,175		6,988		14,849	
その他業務収益		12,376		2,386		12,619	
その他経常収益	2	18,524		6,272		23,413	
経常費用		284,387	363.55	29,375	58.32	313,664	248.95
資金調達費用		4,043		2,829		7,285	
(うち預金利息)		(2,628)		(2,263)		(5,010)	
役務取引等費用		2,947		3,133		6,035	
その他業務費用		328		823		330	
営業経費		28,246		19,898		54,111	
その他経常費用	3	248,821		2,690		245,901	
経常利益 (は経常損失)		206,162	263.55	20,994	41.68	187,667	148.95
特別利益	4	5,908	7.55	8,246	16.37	6,500	5.16
特別損失	1,5	24,632	31.49	1,056	2.10	30,120	23.90
税金等調整前中間純利益 (は税金等調整前中間 (当期)純損失)		224,886	287.49	28,185	55.95	211,287	167.69
法人税、住民税及び 事業税		90	0.12	36	0.07	128	0.10
法人税等調整額		68,474	87.53	1,069	2.12	67,305	53.42
少数株主利益 (は少数株主損失)		6	0.01	0	0.00	7	0.00
中間純利益 (は中間(当期)純損失)		293,444	375.13	27,079	53.76	278,714	221.21

【中間連結剰余金計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の 連結剰余金計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
(資本剰余金の部)				
資本剰余金期首残高		12,246	344,051	12,246
資本剰余金増加高		9,917		344,051
増資による新株の発行		9,917		159,917
減資による資本剰余金増加高				184,133
資本剰余金減少高		12,246	288,611	12,246
欠損てん補による 資本剰余金取崩			288,611	
欠損てん補による 資本準備金取崩		12,246		12,246
資本剰余金中間期末(期末)残高		9,917	55,439	344,051
(利益剰余金の部)				
利益剰余金期首残高		68,915	286,581	68,915
利益剰余金増加高		60,597	315,691	61,050
中間純利益			27,079	
減資による欠損てん補額		48,351		48,351
欠損てん補による 資本剰余金取崩			288,611	
欠損てん補による 資本準備金取崩		12,246		12,246
子会社の異動による 利益剰余金増加高				358
持分法適用会社の異動による 利益剰余金増加高				94
利益剰余金減少高		293,445	4	278,717
中間(当期)純損失		293,444		278,714
持分法適用会社の異動による 利益剰余金減少高		1	4	2
利益剰余金中間期末(期末)残高		301,763	29,104	286,581

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間純利益 (は税金等調整前中間 (当期)純損失)		224,886	28,185	211,287
減価償却費		8,474	1,042	10,260
減損損失			229	11,961
貸出金償却		105,418		
連結調整勘定償却額		262	1	262
持分法による投資損益()		3	7	39
貸倒引当金の増減()額		107,921	7,175	76,699
債権売却損失引当金の増加額		759		
事業再構築引当金の 増減()額		15,247	334	457
賞与引当金の減少額		1,083		1,083
退職給付引当金の増減()額		4,038	2,021	1,183
資金運用収益		39,149	34,722	75,114
資金調達費用		4,043	2,829	7,285
有価証券関係損益()		11,176	2,533	13,798
為替差損益()		46	17	73
動産不動産処分損益()		619	35	2,748
貸出金の純増()減		204,507	59,760	283,090
預金の純増減()		134,993	59,305	278,014
借入金(劣後特約付借入金を 除く)の純増減()		2,970	29	2,904
預け金(日銀預け金を除く)の 純増()減		360	32	74
コールローン等の純増()減		139	12,208	2,535
コールマネー等の純増減()		1,200	1,056	866
債券貸借取引受入担保金の 純増減()		27,153	26,070	31,963
外国為替(資産)の純増()減		686	278	697
外国為替(負債)の純増減()		33	39	15
資金運用による収入		35,178	30,804	67,431
資金調達による支出		4,398	2,813	8,148
その他		4,550	540	129,007
小計		90,479	26,850	36,974
法人税等の支払額		137	67	142
営業活動による キャッシュ・フロー		90,342	26,782	37,116

		前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
区分	注記 番号	金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		279,324	617,281	1,059,162
有価証券の売却による収入		303,380	198,987	399,324
有価証券の償還による収入		122,417	358,410	436,439
投資活動としての資金運用 による収入		4,486	5,452	7,773
動産不動産の取得による支出		1,920	699	16,167
動産不動産の売却による収入		804	961	9,961
連結範囲の変動を伴う子会社 株式の売却による収入	2			192
投資活動による キャッシュ・フロー		149,843	54,167	221,638
財務活動による キャッシュ・フロー				
劣後特約付借入金の返済 による支出			5,000	30,000
株式の発行による収入				299,775
財務活動による キャッシュ・フロー			5,000	269,775
現金及び現金同等物に係る 換算差額		14	17	9
現金及び現金同等物の 増減()額		240,200	32,368	11,028
現金及び現金同等物の 期首残高		124,778	135,807	124,778
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高	1	364,978	103,439	135,807

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>当行は、りそなグループとしての企業価値最大化を目指すべく、確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施したことにより、当中間連結会計期間末において債務超過となりました。この結果、国内基準に係る自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。</p> <p>当行は、当該状況を解消すべく、平成15年10月10日開催の取締役会で、株式会社りそなホールディングスに対する新株式の発行を決議し、平成15年11月20日に新株式を発行いたしました。また、平成15年10月10日金融庁に「経営の健全性の確保のための計画」を提出いたしました。これは、業績の回復に向けて、顧客重視を基軸とした経営の徹底による金融サービス業への進化及び企業価値の極大化に向けた経営改善への取り組み強化等を経営の基本とし、抜本的な収益改善のための方策を織り込んでおります。今後は、この計画を実行することにより、自己資本のより一層の充実を図る予定であります。</p> <p>中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間連結財務諸表には反映していません。</p>		

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 3社 会社名 近畿大阪ビジネスサー ビス株式会社 近畿大阪信用保証株式 会社 近畿大阪リース株式 会社</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 1社 会社名 近畿大阪信用保証株式 会社</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>	<p>(1) 連結子会社 1社 会社名 近畿大阪信用保証株式 会社 なお、前連結会計年度 までは連結子会社であっ た近畿大阪リース株式 会社(現近畿総合リース株 式会社)は株式の売却に より、また近畿大阪ビジ ネスサービス株式会社は 合併による解散に伴い、 それぞれ除外してありま す。</p> <p>(2) 非連結子会社 0社</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の 非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の 関連会社 3社 会社名 株式会社大阪カードサ ービス 株式会社大阪カードデ ィーシー 近畿大阪コンピュータ サービス株式会社 なお、株式会社近畿大 阪中小企業研究所は、解 散により持分法適用対象 から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の 非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の 関連会社 1社 会社名 株式会社大阪カードデ ィーシー なお、前連結会計年度 まで持分法適用の関連 会社であった近畿大阪 コンピュータサービス株 式会社及びりそな人事 サポート株式会社は、株 式の売却等によりそれ ぞれ持分法適用の対象 から除外しております。</p>	<p>(1) 持分法適用の 非連結子会社 0社</p> <p>(2) 持分法適用の 関連会社 3社 会社名 株式会社大阪カードデ ィーシー 近畿大阪コンピュータ サービス株式会社 りそな人事サポート株 式会社 なお、りそな人事サ ポート株式会社は、あさ ひ銀キャリアサービス株 式会社を存続会社とし て近畿大阪ビジネスサ ービス株式会社等3社 との合併により商号を 「りそな人事サポート 株式会社」とし、当連 結会計年度より持分法 適用の関連会社とし ております。 また、前連結会計年 度までは持分法適用 の関連会社であった 株式会社近畿大阪中 小企業研究所は合併 による解散により、 また株式会社大阪 カードサービスは、 株式の売却により、 それぞれ除外して おります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	(3) 持分法非適用の 非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の 関連会社 0社	(3) 持分法非適用の 非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の 関連会社 0社	(3) 持分法非適用の 非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の 関連会社 0社
3 連結子会社の(中 間)決算日等に関する 事項	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 3社	連結子会社の中間決算日 は次のとおりであります。 9月末日 1社	連結子会社の決算日は次 のとおりであります。 3月末日 1社
4 会計処理基準に関 する事項	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 商品有価証券の評価 は、時価法(売却原価は 移動平均法により算定) により行っております。	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左	(1) 商品有価証券の評価基 準及び評価方法 同左
	(2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につ いては移動平均法による償 却原価法(定額法)、その 他有価証券で時価のある もののうち株式につ いては中間連結決算日前1ヵ 月の市場価格の平均に基 づく時価法(売却原価は 移動平均法により算 定)、また、それ以外に ついては中間連結決算日 の市場価格等に基づく時 価法(売却原価は移動平 均法により算定)、時価 のないものについては移 動平均法による原価法又 は償却原価法により行 っております。なお、その 他有価証券の評価差額に ついては、全部資本直入 法により処理しており ます。	(2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 同左	(2) 有価証券の評価基準及 び評価方法 有価証券の評価は、満 期保有目的の債券につ いては移動平均法による償 却原価法(定額法)、その 他有価証券で時価のある もののうち株式につ いては連結決算日前1ヵ月 の市場価格の平均に基 づく時価法(売却原価は 移動平均法により算定)、 また、それ以外につ いては連結決算日の市場 価格等に基づく時価法 (売却原価は移動平均 法により算定)、時価 のないものについては 移動平均法による原 価法又は償却原価法 により行っております。 なお、その他有価証券 の評価差額については、 全部資本直入法により 処理しております。
	(3) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評 価は、時価法により行 っております。	(3) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左	(3) デリバティブ取引の評 価基準及び評価方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当行の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結子会社で定める利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法 動産不動産 当社の動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。</p> <p>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物：6年～50年 動産：3年～20年</p> <p>連結子会社の動産不動産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>ソフトウェア 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当行の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下、 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下、 「破綻懸念先」とい う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び 貸出条件緩和債権等を有 する債務者で与信額が一 定額以上の大口債務者の うち、債権の元本の回収 及び利息の受取りに係る キャッシュ・フローを合 理的に見積もることがで きる債権については、当 該キャッシュ・フローを 貸出条件緩和実施前の約 定利率で割引いた金額 と債権の帳簿価額との差 額を貸倒引当金とする方 法(キャッシュ・フロー 見積法)により引き当て ております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法 的に経営破綻の事実が発 生している債務者(以 下、「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、下記直接 減額後の帳簿価額から、 担保の処分可能見込額及 び保証による回収可能見 込額を控除し、その残額 を計上しております。ま た、現在は経営破綻の状 況にないが、今後経営破 綻に陥る可能性が大きい と認められる債務者(以 下、「破綻懸念先」とい う。)及び貸出条件緩和 債権等を有する債務者で 与信額が一定額以上の大 口債務者のうち、債権の 元本の回収及び利息の受 取りに係るキャッシュ・ フローを合理的に見積も ることができる債権につ いては、当該キャッシ ュ・フローを貸出条件緩 和实施前の約定利率で 割引いた金額と債権の帳 簿価額との差額を貸倒引 当金とする方法(キャッ シュ・フロー見積法)に より引き当てておりま す。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、 キャッシュ・フロー 見積法を適用しない債務 者に係る債権については、 債権額から、担保の 処分可能見込額及び保証 による回収可能見込額を 控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 められる額を計上して おります。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社の貸倒引当金は、 予め定めている償却・引 当基準に則り、次のとお り計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的 に経営破綻の事実が発生 している債務者(以下、 「破綻先」という。)に 係る債権及びそれと同等 の状況にある債務者(以 下、「実質破綻先」とい う。)に係る債権につい ては、以下のなお書きに 記載されている直接減額 後の帳簿価額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額を計 上しております。また、 現在は経営破綻の状況に ないが、今後経営破綻に 陥る可能性が大きいと認 められる債務者(以下、 「破綻懸念先」とい う。)に係る債権につい ては、債権額から、担保 の処分可能見込額及び保 証による回収可能見込額 を控除し、その残額のうち、 債務者の支払能力を 総合的に判断し必要と認 める額を計上して おります。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条 件緩和債権等を有する債 務者で与信額が一定額以 上の大口債務者のうち、 債権の元本の回収及び利 息の受取りに係るキャッ シュ・フローを合理的に 見積もることができる債 権については、当該キャ ッシュ・フローを貸出条 件緩和実施前の約定利 率で割引いた金額と債権 の帳簿価額との差額を貸 倒引当金とする方法(キ ャッシュ・フロー見積 法)により引き当てて おります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は240,647百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は139,402百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引当てております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は152,999百万円であります。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は8,700百万円増加し、「税金等調整前中間純損失」は8,700百万円増加しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>過去勤務債務の損益処理方法について、従来、過去勤務債務の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理する方法を採用していましたが、りそなグループでの退職給付制度(退職者年金を含む)の抜本的な見直し及びりそな厚生年金基金加入各社間での退職給付制度の統一が当中間連結会計期間に終了したことを契機に、りそなグループ内での会計処理の統一を図るために当中間連結会計期間からその発生年度に全額を損益処理する方法に変更することとし、これに伴い、前連結会計年度までに発生した未認識過去勤務債務を一括処理いたしました。</p> <p>この変更にともない、従来の方によった場合に比較して営業経費は490百万円減少、経常利益は490百万円増加し、税金等調整前中間純利益は1,206百万円増加しております。</p>	<p>(6) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理</p> <p>数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間連結会計期間末における残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は8,322百万円増加、「税金等調整前当期純損失」は8,322百万円増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当行は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年 8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は特別利益として3,144百万円計上され、「税金等調整前中間純損失」が同額減少しております。</p> <p>また、当中間連結決算日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は22,332百万円であります。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>当社は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年 8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。この処理に伴い、「税金等調整前当期純損失」は3,144百万円減少し、また、当連結会計年度末現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は21,973百万円であります。</p>
	<p>(7) 債権売却損失引当金の計上基準</p> <p>㈱共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(8) 事業再構築引当金の計上基準</p> <p>事業再構築引当金は、資産・収益構造改革のための店舗統廃合及び希望退職制度の実施に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(7) 事業再構築引当金の計上基準</p> <p>事業再構築引当金は、資産・収益構造改革のための店舗統廃合の実施等に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(7) 事業再構築引当金の計上基準</p> <p>事業再構築引当金は、資産・収益構造の改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>
	<p>(9) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当行の外貨建資産及び負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>(8) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>当社の外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。</p> <p>なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(11)重要なヘッジ会計の方法」に記載しておりますが、当中間連結会計期間末におきましては該当取引はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は265百万円増加、「その他負債」は265百万円増加しております。</p> <p>連結子会社の外貨建資産及び負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>		<p>(会計方針の変更) 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(10)重要なヘッジ会計の方法」に記載しておりますが、当連結会計年度末におきましては該当取引はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方によった場合と比較して、「その他資産」は94百万円増加、「その他負債」は94百万円増加しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(10)リース取引の処理方法 当行及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 当社及び連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	(9) リース取引の処理方法 同左
	(11)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理することとしております。なお、当中間連結会計期間末におきましては該当取引はありません。	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジに基づき処理することとしております。なお、当中間連結会計期間末におきまして上記規定を適用すべき取引はありません。	(10)重要なヘッジ会計の方法 (イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 当社の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき処理することとしております。なお、当連結会計年度末におきまして上記規定を適用すべき取引はありません。

	前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末におきましては該当取引はありません。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジに基づき処理することとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末におきまして上記規定を適用すべき取引はありません。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、当連結会計年度末におきましてヘッジ会計を適用すべき取引はありません。</p>
	<p>(12)消費税等の会計処理</p> <p>当行並びに連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(11)消費税等の会計処理</p> <p>当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>(11)消費税等の会計処理</p> <p>同左</p>
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>	<p>同左</p>	<p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6 号平成15年10月31日)が平成16年3 月31日から平成17年3月30日までに 終了する連結会計年度に係る連結財 務諸表について適用することを妨げ ないこととされたことに伴い、同会 計基準及び同適用指針を適用してお りますが、これによる税金等調整前 当期純損失に与える影響は11,961百 万円であります。</p>

(表示方法の変更)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)
(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローの小計区分前の「その他」に含めて表示しておりました「貸出金償却」(前中間連結会計期間14,155百万円)については、重要性が増したため、当中間連結会計期間より区分掲記しております。	(中間キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において営業活動によるキャッシュ・フローのうち区分掲記していた「貸出金償却」(当中間連結会計期間346百万円)については、重要性が低くなったため、当中間連結会計期間より「その他」に含めて表示しております。

(追加情報)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年3月法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間連結会計期間から中間連結損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>1 有価証券には、関連会社の株式56百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は25,081百万円、延滞債権額は253,501百万円であります。 なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,319百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は94,230百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は381,133百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式1百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,638百万円、延滞債権額は122,811百万円であります。 なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,627百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は53,765百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は192,842百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>	<p>1 有価証券には、関連会社の株式206百万円を含んでおります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,853百万円、延滞債権額は155,846百万円であります。 なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,640百万円であります。 なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は55,877百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は230,217百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)																												
<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は92,788百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>58,592百万円</td> </tr> <tr> <td>その他資産</td> <td>18,298百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,167百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>59,117百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>借入金</td> <td>19,000百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券118,064百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は16,847百万円であります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、146,757百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが146,432百万円あります。</p>	有価証券	58,592百万円	その他資産	18,298百万円	預金	1,167百万円	債券貸借		取引受入	59,117百万円	担保金		借入金	19,000百万円	<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,072百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>26,080百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>1,213百万円</td> </tr> <tr> <td>債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td>取引受入</td> <td>26,070百万円</td> </tr> <tr> <td>担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券58,391百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は9,117百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、126,354百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが125,904百万円あります。</p>	有価証券	26,080百万円	預金	1,213百万円	債券貸借		取引受入	26,070百万円	担保金		<p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は89,565百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr> <td>有価証券</td> <td>24百万円</td> </tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr> <td>預金</td> <td>540百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券59,992百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p> <p>なお、動産不動産のうち保証金権利金は9,206百万円あります。</p> <p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,749百万円であり、この全額とも原契約期間が1年以内のものであります。</p>	有価証券	24百万円	預金	540百万円
有価証券	58,592百万円																													
その他資産	18,298百万円																													
預金	1,167百万円																													
債券貸借																														
取引受入	59,117百万円																													
担保金																														
借入金	19,000百万円																													
有価証券	26,080百万円																													
預金	1,213百万円																													
債券貸借																														
取引受入	26,070百万円																													
担保金																														
有価証券	24百万円																													
預金	540百万円																													

前中間連結会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	前連結会計年度末 (平成16年3月31日)
<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 31,705百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 11,733百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p> <p>12</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 23,677百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 10,948百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。</p> <p>12</p>	<p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 27,219百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 11,115百万円</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,000百万円が含まれております。</p> <p>12 当社は、商法第289条第2項及び銀行法第18条第2項の規定に基づき、当連結会計年度中に資本準備金を取り崩しております。この取り崩しに伴う資本剰余金への影響はありません。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>1</p> <p>2</p> <p>3 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額107,921百万円、貸出金償却105,418百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、厚生年金基金代行部分返上に伴う利益3,144百万円、償却債権取立益1,615百万円及び賞与引当金戻入益1,082百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、事業再構築引当金繰入額15,247百万円及び退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額8,700百万円を含んでおります。</p>	<p>1</p> <p>2 その他経常収益には、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額3,976百万円を含んでおります。当社においては、最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。従来、当該異動のない期間等を10年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当中間連結会計期間より5年間といたしました。なお、前中間連結会計期間における当該収益計上額は211百万円であります。</p> <p>3</p> <p>4 特別利益には、貸倒引当金戻入益7,190百万円を含んでおります。</p> <p>5</p>	<p>1 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、廃止予定店舗や遊休施設等について11,961百万円の減損損失を計上しております。 上記減損損失のうち、土地は9,704百万円、建物は2,193百万円、動産は63百万円であります。 稼動資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取扱っております。 回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>2</p> <p>3 その他経常費用には、貸出金償却103,672百万円、貸倒引当金繰入額76,699百万円及びその他不良債権処理に係る損失33,884百万円を含んでおります。</p> <p>4 特別利益には、厚生年金基金代行部分返上に伴う利益3,144百万円、償却債権取立益2,073百万円及び賞与引当金戻入益1,084百万円を含んでおります。</p> <p>5 特別損失には、減損損失11,961百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額8,700百万円及び事業再構築に係る損失6,053百万円を含んでおります。</p>

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)																																				
<p>1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成15年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>366,711百万円</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金を除く預け金</td> <td>1,732百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>364,978百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	366,711百万円	日銀預け金を除く預け金	1,732百万円	現金及び現金同等物	364,978百万円	<p>1 現金及び現金同等物の中間連結会計期間末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成16年9月30日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>105,195百万円</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金を除く預け金</td> <td>1,756百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>103,439百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	105,195百万円	日銀預け金を除く預け金	1,756百万円	現金及び現金同等物	103,439百万円	<p>1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成16年3月31日現在</p> <table border="0"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>137,531百万円</td> </tr> <tr> <td>日銀預け金を除く預け金</td> <td>1,723百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>135,807百万円</td> </tr> </table> <p>2 株式の売却により連結子会社でなくなった会社の資産及び負債の主な内訳</p> <p>株式の売却により、近畿大阪リース株式会社が連結子会社でなくなったことに伴う連結除外時の資産及び負債の内訳並びに近畿大阪リース株式会社株式の売却額と同株式売却による収入(純額)との関係は次のとおりであります。</p> <table border="0"> <tr> <td>流動資産</td> <td>24,022百万円</td> </tr> <tr> <td>固定資産</td> <td>54,718百万円</td> </tr> <tr> <td>資産合計</td> <td>78,740百万円</td> </tr> <tr> <td>流動負債</td> <td>57,806百万円</td> </tr> <tr> <td>固定負債</td> <td>20,841百万円</td> </tr> <tr> <td>負債合計</td> <td>78,647百万円</td> </tr> <tr> <td>近畿大阪リース(株)株式の売却額</td> <td>225百万円</td> </tr> <tr> <td>近畿大阪リース(株)現金及び現金同等物</td> <td>32百万円</td> </tr> <tr> <td>差引：近畿大阪リース(株)売却による収入</td> <td>192百万円</td> </tr> </table>	現金預け金勘定	137,531百万円	日銀預け金を除く預け金	1,723百万円	現金及び現金同等物	135,807百万円	流動資産	24,022百万円	固定資産	54,718百万円	資産合計	78,740百万円	流動負債	57,806百万円	固定負債	20,841百万円	負債合計	78,647百万円	近畿大阪リース(株)株式の売却額	225百万円	近畿大阪リース(株)現金及び現金同等物	32百万円	差引：近畿大阪リース(株)売却による収入	192百万円
現金預け金勘定	366,711百万円																																					
日銀預け金を除く預け金	1,732百万円																																					
現金及び現金同等物	364,978百万円																																					
現金預け金勘定	105,195百万円																																					
日銀預け金を除く預け金	1,756百万円																																					
現金及び現金同等物	103,439百万円																																					
現金預け金勘定	137,531百万円																																					
日銀預け金を除く預け金	1,723百万円																																					
現金及び現金同等物	135,807百万円																																					
流動資産	24,022百万円																																					
固定資産	54,718百万円																																					
資産合計	78,740百万円																																					
流動負債	57,806百万円																																					
固定負債	20,841百万円																																					
負債合計	78,647百万円																																					
近畿大阪リース(株)株式の売却額	225百万円																																					
近畿大阪リース(株)現金及び現金同等物	32百万円																																					
差引：近畿大阪リース(株)売却による収入	192百万円																																					

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																																																
<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>3,910</td> <td>40</td> <td>3,951</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2,050</td> <td>21</td> <td>2,072</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>1,859</td> <td>19</td> <td>1,878</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	3,910	40	3,951	減価償却累計額相当額	2,050	21	2,072	中間連結会計期間末残高相当額	1,859	19	1,878	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>10,953</td> <td>98</td> <td>11,051</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,211</td> <td>40</td> <td>5,251</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>5,742</td> <td>58</td> <td>5,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額は、従来、支払利子込み法により算定しておりましたが、有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める未経過リース料中間連結会計期間末残高の割合が高まったことにより重要性が増したため、支払利子相当額を控除した方法により算定することに変更しております。なお、支払利子込み法により算定した金額は、以下のとおりであります。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>12,004</td> <td>104</td> <td>12,109</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,829</td> <td>43</td> <td>5,872</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額</td> <td>6,175</td> <td>60</td> <td>6,236</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>747百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,131百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,878百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	10,953	98	11,051	減価償却累計額相当額	5,211	40	5,251	中間連結会計期間末残高相当額	5,742	58	5,800		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	12,004	104	12,109	減価償却累計額相当額	5,829	43	5,872	中間連結会計期間末残高相当額	6,175	60	6,236	1年内	747百万円	1年超	1,131百万円	合計	1,878百万円	<p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>8,705</td> <td>25</td> <td>8,730</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>4,372</td> <td>16</td> <td>4,389</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>4,332</td> <td>9</td> <td>4,341</td> </tr> </tbody> </table> <p>・未経過リース料年度末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>1,715百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,816百万円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,531百万円</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	8,705	25	8,730	減価償却累計額相当額	4,372	16	4,389	減損損失累計額相当額				年度末残高相当額	4,332	9	4,341	1年以内	1,715百万円	1年超	2,816百万円	計	4,531百万円
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																															
取得価額相当額	3,910	40	3,951																																																																															
減価償却累計額相当額	2,050	21	2,072																																																																															
中間連結会計期間末残高相当額	1,859	19	1,878																																																																															
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																															
取得価額相当額	10,953	98	11,051																																																																															
減価償却累計額相当額	5,211	40	5,251																																																																															
中間連結会計期間末残高相当額	5,742	58	5,800																																																																															
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																															
取得価額相当額	12,004	104	12,109																																																																															
減価償却累計額相当額	5,829	43	5,872																																																																															
中間連結会計期間末残高相当額	6,175	60	6,236																																																																															
1年内	747百万円																																																																																	
1年超	1,131百万円																																																																																	
合計	1,878百万円																																																																																	
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																																															
取得価額相当額	8,705	25	8,730																																																																															
減価償却累計額相当額	4,372	16	4,389																																																																															
減損損失累計額相当額																																																																																		
年度末残高相当額	4,332	9	4,341																																																																															
1年以内	1,715百万円																																																																																	
1年超	2,816百万円																																																																																	
計	4,531百万円																																																																																	

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)						
<p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占めるその割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当中間連結会計期間の支払リース料 376百万円 ・ 減価償却費相当額 376百万円 <p>・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	<p>(注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、従来、支払利子込み法により算定しておりましたが、有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める未経過リース料中間連結会計期間末残高の割合が高まったことにより重要性が増したため、支払利子相当額を控除した方法により算定することに変更しております。</p> <p>なお、支払利子込み法により算定した金額は、以下のとおりであります。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%;">1年内</td> <td style="text-align: right;">2,249百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">3,987百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,236百万円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当中間連結会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料 1,021百万円 ・ 減価償却費相当額 929百万円 ・ 支払利息相当額 75百万円 (注) 支払利子込み法により算定した当中間連結会計期間の支払リース料及び減価償却費相当額の金額は以下のとおりであります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料 1,021百万円 ・ 減価償却費相当額 1,021百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 <p>リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略しております。</p>	1年内	2,249百万円	1年超	3,987百万円	合計	6,236百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ リース資産減損勘定年度末残高 百万円 ・ 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> ・ 当連結会計年度の支払リース料 1,278百万円 ・ リース資産減損勘定取崩額 百万円 ・ 減価償却費相当額 1,155百万円 ・ 支払利息相当額 118百万円 ・ 減損損失 百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。
1年内	2,249百万円							
1年超	3,987百万円							
合計	6,236百万円							

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																
<p>(貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間連結会計期間未残高 <table border="1" data-bbox="178 434 577 689"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額</td> <td>77,583</td> <td>74,730</td> <td>152,313</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額</td> <td>52,659</td> <td>52,920</td> <td>105,579</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間未残高</td> <td>24,923</td> <td>21,810</td> <td>46,733</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間未残高相当額 <ul style="list-style-type: none"> 1年内 13,485百万円 1年超 31,464百万円 合計 44,949百万円 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 当中間連結会計期間の受取リース料 8,655百万円 減価償却費 7,579百万円 当中間連結会計期間の受取利息相当額 1,214百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。 		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額	77,583	74,730	152,313	減価償却累計額	52,659	52,920	105,579	中間連結会計期間未残高	24,923	21,810	46,733	<p>(貸主側)</p>	<p>(貸主側)</p> <ul style="list-style-type: none"> 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> 当連結会計年度の受取リース料 8,655百万円 減価償却費 7,579百万円 当連結会計年度の受取利息相当額 1,214百万円 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。 <p>(注) 近畿大阪リース株式会社(現近畿総合リース株式会社)が当連結会計年度中に連結除外となったため、リース物件の取得価額等年度未残高については記載しておりません。</p>
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)															
取得価額	77,583	74,730	152,313															
減価償却累計額	52,659	52,920	105,579															
中間連結会計期間未残高	24,923	21,810	46,733															

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)
該当ありません。

- 2 その他有価証券で時価のあるもの(平成15年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	40,525	45,285	4,759	6,843	2,084
債券	473,717	475,530	1,813	2,714	901
国債	213,335	214,057	721	994	273
地方債	22,491	22,889	398	525	126
社債	237,890	238,583	693	1,194	501
その他	114,215	111,057	3,158	631	3,789
合計	628,459	631,873	3,414	10,190	6,775

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式1,799百万円、転換社債195百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は原則減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性及び信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

- 3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成15年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	7,064
その他有価証券	
非上場社債	195
非上場株式(店頭売買株式を除く)	6,064
非上場外国証券	556

当中間連結会計期間末

「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)
該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年9月30日現在)

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	12,296	17,504	5,208	6,058	850
債券	831,046	834,066	3,020	3,599	579
国債	504,450	505,511	1,060	1,344	284
地方債	30,433	31,044	611	703	92
社債	296,162	297,510	1,348	1,551	203
その他	220,851	222,552	1,700	2,282	581
合計	1,064,193	1,074,122	9,928	11,941	2,012

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、株式25百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、株式については中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については中間連結会計期間末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は原則減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性及び信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

3 時価評価されていない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成16年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	7,959
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	4,091

前連結会計年度末

- 1 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
- 2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、財務諸表における注記事項として記載しております。ただし、該当するものではありません。

1 売買目的有価証券(平成16年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の 損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	565	14

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成16年3月31日現在)

	取得原価 (百万円)	連結貸借 対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
株式	19,300	23,919	4,618	6,315	1,697
債券	842,118	844,280	2,161	3,362	1,201
国債	481,487	482,394	907	1,609	702
地方債	23,202	23,657	455	578	122
社債	337,428	338,228	799	1,174	375
その他	140,476	140,428	47	1,321	1,369
合計	1,001,895	1,008,627	6,732	11,000	4,268

(注) 1 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがないものと判断したのものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、株式136百万円、転換社債154百万円であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額、それ以外については、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落した銘柄は原則減損処理し、また、算定された額、あるいは時価が30%以上50%未満下落した銘柄については、回復可能性及び信用リスク等を勘案し、減損処理しております。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	399,548	18,761	3,707

5 時価のない有価証券の主な内容及び連結貸借対照表計上額(平成16年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	
社債	7,729
その他有価証券	
非上場社債	4
非上場株式(店頭売買株式を除く)	4,177
非上場外国証券	529

6 その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の償還予定額(平成16年3月31日現在)

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債券	169,248	451,871	149,704	81,190
国債	57,846	231,589	111,772	81,186
地方債		4,702	18,954	
社債	111,401	215,578	18,977	4
その他	3,553	24,702	8,508	18,241
合計	172,801	476,573	158,213	99,432

(金銭の信託関係)

1 運用目的の金銭の信託

前中間連結会計期間末(平成15年9月30日現在)、当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)、前連結会計年度末(平成16年3月31日現在)とも、該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託及びその他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)

前中間連結会計期間末(平成15年9月30日現在)、当中間連結会計期間末(平成16年9月30日現在)、前連結会計年度末(平成16年3月31日現在)とも、該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	3,414
その他有価証券	3,414
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	1,387
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	2,027
()少数株主持分相当額	7
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	15
その他有価証券評価差額金	2,050

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成16年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	9,928
その他有価証券	9,928
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	4,034
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	5,894
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	5,894

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金(平成16年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	6,732
その他有価証券	6,732
その他の金銭の信託	
()繰延税金負債	2,735
その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前)	3,997
()少数株主持分相当額	
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に 係る評価差額金のうち親会社持分相当額	
その他有価証券評価差額金	3,997

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	61,314	16,911	78,225		78,225
(2) セグメント間の内部 経常収益	402	1,659	2,061	(2,061)	
計	61,716	18,570	80,287	(2,061)	78,225
経常費用	261,716	24,732	286,449	(2,061)	284,387
経常損失	200,000	6,162	206,162		206,162

(注) 1 その他の事業における経常収益が全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となったため、当中間連結会計期間から事業の種類別セグメント情報を記載しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) その他の事業.....リース業、信用保証業、事務等受託業

当中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおります。

前中間連結会計期間及び前連結会計年度においては、その他の事業における経常収益が全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となっておりますが、連結会社の異動により、当中間連結会計期間においてその他の事業の全セグメントに占める割合が僅少となったため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度(自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他の事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	108,262	17,733	125,996		125,996
(2) セグメント間の内部 経常収益	420	2,718	3,139	(3,139)	
計	108,683	20,452	129,135	(3,139)	125,996
経常費用	295,040	21,638	316,679	(3,015)	313,664
経常利益(は経常損失)	186,357	1,186	187,543	(124)	187,667
資産、減価償却費、減損 損失及び資本的支出					
資産	3,708,779	5,314	3,714,093	(4,888)	3,718,982
減価償却費	2,635	7,625	10,260		10,260
減損損失	11,961		11,961		11,961
資本的支出	14,975		14,975		14,975

(注) 1 その他の事業における経常収益が全セグメントの経常収益の合計額の10%以上となったため、当連結会計年度から事業の種類別セグメント情報を記載しております。

2 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

3 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業.....銀行業

(2) その他の事業.....リース業、信用保証業、事務等受託業等

4 「その他の事業」の資産には、当連結会計年度中に連結除外となった近畿大阪リース株式会社(現近畿総合リース株式会社)は含まれておりません。

5 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)が平成16年 3月31日から平成17年 3月30日までに終了する連結会計年度に係る連結財務諸表について適用することを妨げないこととされたことに伴い、同会計基準及び同適用指針を適用しております。この結果、「銀行業」において、11,961百万円の減損損失を計上しております。なお、経常損失に与える影響はありません。

6 外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当連結会計年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ純額表示しておりましたが、当連結会計年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示する方法に変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、「銀行業」において資産が94百万円増加しております。なお、経常損失に与える影響はありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び前連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

全セグメントの経常収益の合計額に占める本邦の割合が100%のため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自平成15年4月1日 至平成15年9月30日)、当中間連結会計期間(自平成16年4月1日 至平成16年9月30日)及び前連結会計年度(自平成15年4月1日 至平成16年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

	前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1 株当たり純資産額	206.30円	51.21円	30.01円
1 株当たり中間純利益 (は 1 株当たり中間(当期) 純損失)	218.79円	19.79円	207.47円
潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益	円	14.82円	円

(注) 1 1 株当たり中間(当期)純利益(純損失)及び潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1 株当たり中間(当期)純利益 (は 1 株当たり中間(当期) 純損失)				
中間純利益 (は中間(当期) 純損失)	百万円	293,444	27,079	278,714
普通株主に帰属 しない金額	百万円		408	
うち中間優先 配当額	百万円		408	
普通株式に係る 中間純利益 (は普通株式に係る 中間(当期)純損失)	百万円	293,444	26,671	278,714
普通株式の(中間) 期中平均株式数	千株	1,341,196	1,347,196	1,343,376
潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益				
中間(当期)純利益 調整額	百万円		408	
うち中間優先 配当額	百万円		408	
普通株式増加数	千株		480,000	
うち優先株式	千株		480,000	
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要		第一回優先株式 (120,000千株) この詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の(注)2に記載のとおり。		第一回優先株式 (120,000千株) この詳細は、「第 4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (1) 株式の総数等 発行済株式」の(注)に記載のとおり。

中間優先配当額については、予定額を記載しております。なお確定額は平成17年 1月以降の取締役会にて決議の予定であります。

- 2 前中間連結会計期間及び前連結会計年度における潜在株式調整後 1 株当たり中間(当期)純利益金額については、中間(当期)純損失が計上されているので、記載しておりません。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p>資本増加</p> <p>当行は、平成15年10月10日開催の取締役会において、平成15年11月19日を払込期日とする下記内容の株主割当による新株の発行を決議し、平成15年11月20日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は1,467,196千株(普通株式1,347,196千株、優先株式120,000千株)、資本金は223,105百万円、資本準備金は159,917百万円となりました。</p> <p>(1) 発行株式数 普通株式 6,000,000株</p> <p>(2) 割当方法 平成15年10月26日(日)最終の株主名簿に記載ある株主に対し、1株につき新株式0.0044736172株の割合をもって割当てる。ただし、割当の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。</p> <p>(3) 発行価額 1株につき50,000円</p> <p>(4) 資本組入額 1株につき25,000円</p> <p>(5) 発行価額の総額 300,000,000,000円</p> <p>(6) 資本組入額の総額 150,000,000,000円</p> <p>(7) 払込期日 平成15年11月19日(水)</p> <p>(8) 配当起算日 平成15年 4月 1日(火)</p> <p>(9) 資金の用途 全額運転資金に充当する。</p>		

(2) 【その他】

該当ありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(資産の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
現金預け金		366,204	10.00	105,154	2.84	137,496	3.71
コールローン				159	0.00		
買入金銭債権		1,885	0.05	16,609	0.45	4,560	0.12
商品有価証券	7	738	0.02	187	0.01	565	0.02
有価証券	1,7	645,876	17.65	1,094,175	29.59	1,021,195	27.54
貸出金	2,3 4,5 6,8	2,670,843	72.97	2,460,171	66.53	2,541,554	68.53
外国為替	6	7,900	0.22	8,168	0.22	7,889	0.21
その他資産		23,206	0.63	15,373	0.42	20,275	0.55
動産不動産	7,9 10	55,991	1.53	44,556	1.21	45,722	1.23
繰延税金資産		5,854	0.16	4,321	0.12	6,384	0.17
支払承諾見返		56,567	1.55	47,117	1.27	51,302	1.38
貸倒引当金		174,858	4.78	95,792	2.59	125,618	3.39
投資損失引当金				2,549	0.07	2,549	0.07
資産の部合計		3,660,210	100.00	3,697,654	100.00	3,708,779	100.00

(負債及び資本の部)

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成15年9月30日)		当中間会計期間末 (平成16年9月30日)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成16年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
預金	7	3,637,242	99.37	3,441,978	93.09	3,493,690	94.20
コールマネー		723	0.02			1,056	0.03
債券貸借取引受入担保金	7	59,117	1.61	26,070	0.71		
借入金	11	75,218	2.06	40,254	1.09	45,284	1.22
外国為替		181	0.00	92	0.00	132	0.00
その他負債		10,615	0.29	9,343	0.25	10,896	0.30
退職給付引当金		12,774	0.35	5,528	0.15	7,551	0.21
債権売却損失引当金		5,047	0.14				
特定債務者支援引当金		7,604	0.21				
事業再構築引当金		15,174	0.41	122	0.00	457	0.01
支払承諾		56,567	1.55	47,117	1.27	51,302	1.38
負債の部合計		3,880,267	106.01	3,570,508	96.56	3,610,371	97.35
資本金		73,105	2.00	38,971	1.05	38,971	1.05
資本剰余金		9,917	0.27	55,439	1.50	344,051	9.27
資本準備金		9,917		38,971		38,971	
その他資本剰余金				16,467		305,079	
利益剰余金		305,079	8.33	26,839	0.73	288,611	7.78
中間未処分利益 (は中間(当期)未処理 損失)		305,079		26,839		288,611	
その他有価証券評価差額金		2,000	0.05	5,894	0.16	3,997	0.11
資本の部合計		220,056	6.01	127,145	3.44	98,407	2.65
負債及び資本の部合計		3,660,210	100.00	3,697,654	100.00	3,708,779	100.00

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)	
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)
経常収益		61,716	100.00	49,781	100.00	108,696	100.00
資金運用収益		39,479		34,702		75,418	
(うち貸出金利息)		(35,380)		(30,453)		(67,720)	
(うち有価証券 利息配当金)		(3,860)		(4,007)		(7,219)	
役務取引等収益		6,464		6,376		12,397	
その他業務収益		12,376		2,386		12,619	
その他経常収益	3	3,395		6,317		8,261	
経常費用		280,264	454.12	30,200	60.67	307,706	283.09
資金調達費用		3,566		2,829		6,809	
(うち預金利息)		(2,629)		(2,264)		(5,012)	
役務取引等費用		3,713		4,302		7,741	
その他業務費用		328		823		330	
営業経費	1	28,147		19,686		53,843	
その他経常費用	4	244,508		2,558		238,982	
経常利益 (は経常損失)		218,547	354.12	19,581	39.33	199,010	183.09
特別利益	5	5,826	9.44	9,109	18.30	6,412	5.90
特別損失	2,6	24,559	39.79	1,051	2.11	30,078	27.67
税引前中間純利益 (は税引前中間(当期) 純損失)		237,280	384.47	27,639	55.52	222,676	204.86
法人税、住民税及び 事業税		35	0.05	35	0.07	68	0.06
法人税等調整額		67,763	109.80	764	1.54	65,867	60.60
中間純利益 (は中間(当期)純損失)		305,079	494.32	26,839	53.91	288,611	265.52
前期繰越損失		48,351				48,351	
減資による欠損てん補額		48,351				48,351	
中間未処分利益 (は中間(当期)未処理 損失)		305,079		26,839		288,611	

継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
<p> 当行は、りそなグループとしての企業価値最大化を目指すべく、確固たる財務基盤を構築するための財務改革を実施したことにより、当中間会計期間末において債務超過となりました。この結果、国内基準に係る自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けました。当該状況により、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。 </p> <p> 当行は、当該状況を解消すべく、平成15年10月10日開催の取締役会で、株式会社りそなホールディングスに対する新株式の発行を決議し、平成15年11月20日に新株式を発行いたしました。また、平成15年10月10日金融庁に「経営の健全性の確保のための計画」を提出いたしました。これは、業績の回復に向けて、顧客重視を基軸とした経営の徹底による金融サービス業への進化及び企業価値の極大化に向けた経営改善への取り組み強化等を経営の基本とし、抜本的な収益改善のための方策を織り込んでおります。今後は、この計画を実行することにより、自己資本のより一層の充実を図る予定であります。 </p> <p> 中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を中間財務諸表には反映しておりません。 </p>		

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
1 商品有価証券の評価基準及び評価方法	商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。	同左	同左
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については中間決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち株式については決算日前1カ月の市場価格の平均に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、また、それ以外については決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 同左 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：6年～50年 動産：3年～20年 (2) ソフトウェア 同左

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>なお、破綻懸念先のうち、キャッシュ・フロー見積法を適用しない債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認められる額を計上しております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。</p> <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は220,961百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は132,808百万円であります。</p>	<p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は146,757百万円であります。</p>
		<p>(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>	<p>(2) 投資損失引当金 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異(19,905百万円)については、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(会計方針の変更) 会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、当中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、その残額を一括償却いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は8,700百万円増加、「税引前中間純損失」は8,700百万円増加しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度に一括して損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更) 過去勤務債務の損益処理方法について、従来、過去勤務債務の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理する方法を採用しておりましたが、りそなグループでの退職給付制度(退職者年金を含む)の抜本的な見直し及びりそな厚生年金基金加入各社間での退職給付制度の統一が当中間会計期間に終了したことを契機に、りそなグループ内での会計処理の統一を図るために当中間会計期間からその発生年度に全額を損益処理する方法に変更することとし、これに伴い、前事業年度までに発生した未認識過去勤務債務を一括処理いたしました。</p> <p>この変更にともない、従来の方によった場合に比較して営業経費は490百万円減少、経常利益は490百万円増加し、税引前中間純利益は1,206百万円増加しております。</p>	<p>(3) 退職給付引当金 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理 数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から損益処理</p> <p>(会計方針の変更) 会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとしておりましたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員数及び給与等の削減により大きく変化したため、当中間会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなりましたので、当中間会計期間末における残額を一括費用処理いたしました。この費用処理に伴い、「退職給付引当金」は8,322百万円増加、「税引前当期純損失」は8,322百万円増加しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(追加情報)</p> <p>当行は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年 8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当行は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は特別利益として3,144百万円計上され、「税引前中間純損失」が同額減少しております。</p> <p>また、当中間決算日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は22,332百万円であります。</p>		<p>(追加情報)</p> <p>当社は確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年 8月29日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。</p> <p>当社は「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 - 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。この処理に伴い、「税引前当期純損失」は3,144百万円減少し、また、当事業年度末現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は21,973百万円であります。</p>
	<p>(4) 債権売却損失引当金</p> <p>(株)共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(5) 特定債務者支援引当金</p> <p>特定債務者支援引当金は、支援を行っている特定の債務者に対し、将来発生する支援額を合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。</p>		
	<p>(6) 事業再構築引当金</p> <p>事業再構築引当金は、資産・収益構造改革のための店舗統廃合及び希望退職制度の実施に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(4) 事業再構築引当金</p> <p>事業再構築引当金は、資産・収益構造改革のための店舗統廃合の実施等に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>	<p>(4) 事業再構築引当金</p> <p>事業再構築引当金は、資産・収益構造の改革に伴い、今後発生が見込まれる費用及び損失について、合理的に見積もることができる金額を計上しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
6 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債については、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8 ヘッジ会計の方法」に記載しておりますが、当中間会計期間末におきましては該当取引はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他資産」は265百万円増加、「その他負債」は265百万円増加しております。</p>	<p>外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p>	<p>外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前事業年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)による経過措置を適用しておりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「8 ヘッジ会計の方法」に記載しておりますが、当事業年度末におきましては該当取引はありません。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当事業年度からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他の資産」は59百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は154百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は94百万円増加しております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
7 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同左	同左
8 ヘッジ会計の方法	(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理することとしております。なお、当中間会計期間末におきましては該当取引はありません。	(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジに基づき処理することとしております。なお、当中間会計期間末におきまして上記規定を適用すべき取引はありません。	(イ)金利リスク・ヘッジ (追加情報) 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施してはりましたが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき処理することとしております。なお、当事業年度末におきまして上記規定を適用すべき取引はありません。

	前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用してはありますが、当中間会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、当中間会計期間末におきましては該当取引はありません。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジに基づき処理することとしております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価することとしております。</p> <p>なお、当中間会計期間末におきまして上記規定を適用すべき取引はありません。</p>	<p>(口)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前事業年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用してはありますが、当事業年度からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用することとしております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> <p>なお、当事業年度末におきましてヘッジ会計を適用すべき取引はありません。</p>
9 消費税等の会計処理	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上してはおりません。</p>	<p>消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上してはおります。</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
		<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準 (「固定資産の減損に係る会計基準 の設定に関する意見書」(企業会計 審議会平成14年8月9日))及び「固 定資産の減損に係る会計基準の適用 指針」(企業会計基準適用指針第6 号平成15年10月31日)が平成16年3 月31日から平成17年3月30日までに 終了する事業年度に係る財務諸表に ついて適用することを妨げないこと とされたことに伴い、同会計基準及 び同適用指針を適用しております が、これによる税引前当期純損失に 与える影響は11,961百万円でありま す。</p>

(追加情報)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)
	<p>(外形標準課税) 「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年 3月法律第 9号)が平成15年 3月31日に公布され、平成16年 4月 1日以後開始する事業年度より法人事業税に係る課税標準の一部が「付加価値額」及び「資本等の金額」に変更されることになりました。これに伴い、「法人事業税における外形標準課税部分の損益計算書上の表示についての実務上の取扱い」(企業会計基準委員会実務対応報告第12号)に基づき、「付加価値額」及び「資本等の金額」に基づき算定された法人事業税について、当中間会計期間から中間損益計算書中の「営業経費」に含めて表示しております。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>1 子会社の株式総額 568百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は24,459百万円、延滞債権額は245,647百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は8,319百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は94,137百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 8,000百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は9,115百万円、延滞債権額は118,653百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,627百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は53,765百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>1 子会社の株式総額 0百万円</p> <p>なお、本項の子会社は、銀行法第2条第8項に規定する子会社であります。</p> <p>2 貸出金のうち、破綻先債権額は11,555百万円、延滞債権額は152,868百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、未収利息を収益に計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は6,640百万円あります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は55,877百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)																														
<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は372,563百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は92,788百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">58,592百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">1,167百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取引受入</td> <td style="text-align: right;">59,117百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券118,064百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は16,736百万円であります。</p>	有価証券	58,592百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,167百万円	債券貸借		取引受入	59,117百万円	担保金		<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は188,161百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は75,072百万円であります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">26,080百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">1,213百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">債券貸借</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 40px;">取引受入</td> <td style="text-align: right;">26,070百万円</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">担保金</td> <td></td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券58,391百万円を差し入れております。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は9,088百万円あります。</p>	有価証券	26,080百万円	担保資産に対応する債務		預金	1,213百万円	債券貸借		取引受入	26,070百万円	担保金		<p>5 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は226,941百万円であります。</p> <p>なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は89,565百万円あります。</p> <p>7 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">有価証券</td> <td style="text-align: right;">24百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">担保資産に対応する債務</td> </tr> <tr> <td style="padding-left: 20px;">預金</td> <td style="text-align: right;">540百万円</td> </tr> </table> <p>上記のほか、日本銀行への担保、為替決済等の取引の担保として、有価証券59,992百万円及び商品有価証券279百万円を差し入れております。</p>	有価証券	24百万円	担保資産に対応する債務		預金	540百万円
有価証券	58,592百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	1,167百万円																															
債券貸借																																
取引受入	59,117百万円																															
担保金																																
有価証券	26,080百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	1,213百万円																															
債券貸借																																
取引受入	26,070百万円																															
担保金																																
有価証券	24百万円																															
担保資産に対応する債務																																
預金	540百万円																															

前中間会計期間末 (平成15年9月30日)	当中間会計期間末 (平成16年9月30日)	前事業年度末 (平成16年3月31日)
<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、149,967百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが149,642百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 28,200百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 11,733百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金75,000百万円が含まれております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、126,354百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが125,904百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 23,633百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 10,948百万円 (当中間会計期間圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金40,000百万円が含まれております。</p>	<p>8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、121,749百万円であり、この全額とも原契約期間が1年以内のものであります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>9 動産不動産の減価償却累計額 27,177百万円</p> <p>10 動産不動産の圧縮記帳額 11,115百万円 (当事業年度圧縮記帳額 百万円)</p> <p>11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金45,000百万円が含まれております。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)												
<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">774百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">530百万円</td> </tr> </table> <p>2</p>	建物・動産	774百万円	その他	530百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">660百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">378百万円</td> </tr> </table> <p>2</p>	建物・動産	660百万円	その他	378百万円	<p>1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">建物・動産</td> <td style="text-align: right;">2,098百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1,195百万円</td> </tr> </table> <p>2 投資額の回収が見込めなくなったことに伴い、廃止予定店舗や遊休施設等について11,961百万円の減損損失を計上しております。</p> <p>上記減損損失のうち、土地は9,704百万円、建物は2,193百万円、動産は63百万円であります。</p> <p>稼働資産については、営業用店舗を基礎とし、キャッシュ・フローの相互補完性に基づいた一定の地域等をグルーピングの単位としております。廃止予定店舗や遊休施設等については、各々独立した単位として取扱っております。</p> <p>回収可能価額の算定は、原則として正味売却価額によっており、主として不動産鑑定評価額から処分費用見込額を控除して算定しております。</p> <p>3</p>	建物・動産	2,098百万円	その他	1,195百万円
建物・動産	774百万円													
その他	530百万円													
建物・動産	660百万円													
その他	378百万円													
建物・動産	2,098百万円													
その他	1,195百万円													
<p>3</p>	<p>3 その他経常収益には、最終取引日以降長期間異動のない預金等に係る収益計上額3,976百万円を含んでおります。最終取引日以降長期間異動のない一定の預金等については、預金勘定から除外し別管理するとともに収益計上することとしております。従来、当該異動のない期間等を10年間としていましたが、預金口座の犯罪等不正利用防止の観点などから、当中間会計期間より5年間といたしました。なお、前中間会計期間における当該収益計上額は211百万円であります。</p>	<p>3</p>												
<p>4 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額105,459百万円、貸出金償却105,418百万円及び株式等償却12,494百万円を含んでおります。</p>	<p>4</p>	<p>4 その他経常費用には、貸出金償却103,672百万円、貸倒引当金繰入額72,222百万円及びその他不良債権処理に係る損失33,066百万円を含んでおります。</p>												
<p>5</p>	<p>5 特別利益には、貸倒引当金戻入益8,053百万円を含んでおります。</p>	<p>5 特別利益には、厚生年金基金代行部分返上に伴う利益3,144百万円、償却債権取立益2,067百万円及び賞与引当金戻入益1,001百万円を含んでおります。</p>												
<p>6</p>	<p>6</p>	<p>6 特別損失には、減損損失11,961百万円、退職給付会計適用に伴う会計基準変更時差異の一括費用処理額8,700百万円及び事業再構築に係る損失6,045百万円を含んでおります。</p>												

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																																																				
リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引 ・リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び年度末残高相当額																																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>9,236</td> <td>28</td> <td>9,264</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>4,198</td> <td>15</td> <td>4,214</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>5,037</td> <td>13</td> <td>5,050</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	9,236	28	9,264	減価償却累計額相当額	4,198	15	4,214	中間会計期間末残高相当額	5,037	13	5,050	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>10,939</td> <td>43</td> <td>10,983</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,206</td> <td>23</td> <td>5,230</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>5,732</td> <td>19</td> <td>5,752</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	10,939	43	10,983	減価償却累計額相当額	5,206	23	5,230	中間会計期間末残高相当額	5,732	19	5,752	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>8,614</td> <td>25</td> <td>8,639</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>4,335</td> <td>16</td> <td>4,351</td> </tr> <tr> <td>減損損失累計額相当額</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額</td> <td>4,278</td> <td>9</td> <td>4,287</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	8,614	25	8,639	減価償却累計額相当額	4,335	16	4,351	減損損失累計額相当額				年度末残高相当額	4,278	9	4,287
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																			
取得価額相当額	9,236	28	9,264																																																			
減価償却累計額相当額	4,198	15	4,214																																																			
中間会計期間末残高相当額	5,037	13	5,050																																																			
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																			
取得価額相当額	10,939	43	10,983																																																			
減価償却累計額相当額	5,206	23	5,230																																																			
中間会計期間末残高相当額	5,732	19	5,752																																																			
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																			
取得価額相当額	8,614	25	8,639																																																			
減価償却累計額相当額	4,335	16	4,351																																																			
減損損失累計額相当額																																																						
年度末残高相当額	4,278	9	4,287																																																			
(注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める割合が低いいため、支払利子込み法によっております。	(注) 取得価額相当額は、従来、支払利子込み法により算定しておりましたが、有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める未経過リース料中間会計期間末残高の割合が高まったことにより重要性が増したため、支払利子相当額を控除した方法により算定することに変更しております。 なお、支払利子込み法により算定した金額は、以下のとおりであります。																																																					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産 (百万円)</th> <th>その他 (百万円)</th> <th>合計 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>11,989</td> <td>47</td> <td>12,037</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>5,824</td> <td>26</td> <td>5,851</td> </tr> <tr> <td>中間会計期間末残高相当額</td> <td>6,164</td> <td>21</td> <td>6,185</td> </tr> </tbody> </table>		動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)	取得価額相当額	11,989	47	12,037	減価償却累計額相当額	5,824	26	5,851	中間会計期間末残高相当額	6,164	21	6,185																																					
	動産 (百万円)	その他 (百万円)	合計 (百万円)																																																			
取得価額相当額	11,989	47	12,037																																																			
減価償却累計額相当額	5,824	26	5,851																																																			
中間会計期間末残高相当額	6,164	21	6,185																																																			

前中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	前事業年度 (自 平成15年 4月 1日 至 平成16年 3月31日)																								
<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">1,754百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">3,296百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,050百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間会計期間末残高が有形固定資産の中間会計期間末残高等に占めるその割合が低い ため、支払利子込み法によっております。 ・ 当中間会計期間の支払リース料 877百万円 ・ 減価償却費相当額 877百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 	1年内	1,754百万円	1年超	3,296百万円	合計	5,050百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">2,105百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">3,821百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">5,926百万円</td></tr> </table> (注) 未経過リース料中間会計期間末残高相当額は、従来、支払利子込み法により算定しておりましたが、有形固定資産の中間会計期間末残高等に占める未経過リース料中間会計期間末残高の割合が高まったことにより重要性が増したため、支払利子相当額を控除した方法により算定することに変更してあります。 なお、支払利子込み法により算定した金額は、以下のとおりであります。 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年内</td><td style="text-align: right;">2,234百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">3,950百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">6,185百万円</td></tr> </table> ・ 当中間会計期間の支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料 1,014百万円 ・ 減価償却費相当額 921百万円 ・ 支払利息相当額 74百万円 (注) 支払利子込み法により算定した当中間会計期間の支払リース料及び減価償却費相当額の金額は以下のとおりであります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料 1,014百万円 ・ 減価償却費相当額 1,014百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 リース資産に配分された減損損失はありませんので、項目等の記載は省略してあります。 	1年内	2,105百万円	1年超	3,821百万円	合計	5,926百万円	1年内	2,234百万円	1年超	3,950百万円	合計	6,185百万円	<ul style="list-style-type: none"> ・ 未経過リース料年度末残高相当額 <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>1年以内</td><td style="text-align: right;">1,701百万円</td></tr> <tr><td>1年超</td><td style="text-align: right;">2,776百万円</td></tr> <tr><td>合計</td><td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">4,477百万円</td></tr> </table> ・ リース資産減損勘定年度末残高 百万円 ・ 当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払リース料 1,771百万円 ・ リース資産減損勘定取崩額 百万円 ・ 減価償却費相当額 1,600百万円 ・ 支払利息相当額 174百万円 ・ 減損損失 百万円 ・ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 ・ 利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。 	1年以内	1,701百万円	1年超	2,776百万円	合計	4,477百万円
1年内	1,754百万円																									
1年超	3,296百万円																									
合計	5,050百万円																									
1年内	2,105百万円																									
1年超	3,821百万円																									
合計	5,926百万円																									
1年内	2,234百万円																									
1年超	3,950百万円																									
合計	6,185百万円																									
1年以内	1,701百万円																									
1年超	2,776百万円																									
合計	4,477百万円																									

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

前中間会計期間末(平成15年9月30日現在)、当中間会計期間末(平成16年9月30日現在)及び前事業年度末(平成16年3月31日現在)とも、該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	前事業年度 (自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日)
資本増加 当行は、平成15年10月10日開催の取締役会において、平成15年11月19日を払込期日とする株主割当による新株の発行を決議し、平成15年11月20日付で新株式を発行しました。この結果、当行の発行済株式総数は1,467,196千株(普通株式1,347,196千株、優先株式120,000千株)、資本金は223,105百万円、資本準備金は159,917百万円となりました。 なお、新株式発行についての詳細は「第5 経理の状況 1 中間連結財務諸表等の(重要な後発事象)」を参照してください。		

(2) 【その他】

該当ありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 臨時報告書 平成16年 4月 2日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債権の取立不能及び取立遅延のおそれ)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (2) 臨時報告書 平成16年 4月 6日
近畿財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第11号(債権の取立不能及び取立遅延のおそれ)の規定に基づく臨時報告書であります。
- (3) 有価証券報告書 平成16年 6月 29日
及びその添付書類 近畿財務局長に提出。
事業年度 自 平成15年 4月 1日
(第4期) 至 平成16年 3月 31日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当ありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社近畿大阪銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	鈴	木	茂	夫	Ⓜ	
関与社員	公認会計士	荒	井	憲	一	郎	Ⓜ
関与社員	公認会計士	松	村	豊		Ⓜ	

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社近畿大阪銀行及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当中間連結会計期間末において債務超過となり、国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けた結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
 - (2) 中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削除により大きく変化したため、当中間連結会計期間末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったため、その残額を一括償却することに変更した。
 - (3) 資本増加に関する事項が重要な後発事象として記載されている。
- 会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社近畿大阪銀行
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊	明 久	Ⓔ

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木	茂 夫	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒 井	憲 一 郎	Ⓔ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松 村	豊	Ⓔ

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社近畿大阪銀行及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は過去勤務債務の損益処理方法について、従来、過去勤務債務の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理する方法を採用していたが、当中間連結会計期間からその発生年度に全額を損益処理する方法に変更した。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月22日

株式会社近畿大阪銀行
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 関与社員	公認会計士	鈴木茂夫	Ⓔ
関与社員	公認会計士	荒井憲一郎	Ⓔ
関与社員	公認会計士	松村豊	Ⓔ

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社近畿大阪銀行の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成15年4月1日から平成15年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

- (1) 継続企業の前提に関する注記に記載のとおり、会社は当中間期末において債務超過となり、国内基準にかかる自己資本比率が健全性基準を下回り、業務の健全かつ適切な運営を確保する必要が認められたため、平成15年10月10日金融庁より銀行法第26条第1項に基づく早期是正措置命令を受けた結果、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在している。当該状況に対する経営計画等は当該注記に記載されている。中間財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な疑義の影響を反映していない。
 - (2) 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は会計基準変更時差異については、従来、15年による按分額を費用処理することとし、中間会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上していたが、退職給付会計の適用初年度期首における退職給付債務の構成内容が、従業員及び給与等の削除により大きく変化したため、当中間期末における未認識会計基準変更時差異残高が実態に合致しなくなったため、その残額を一括償却することに変更した。
 - (3) 資本増加に関する事項が重要な後発事象として記載されている。
- 会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月20日

株式会社近畿大阪銀行
取締役会 御中

監査法人トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	古 澤	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	大 森	茂	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	渡 邊	明 久	Ⓜ

新日本監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木	茂 夫	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	荒 井	憲 一 郎	Ⓜ
指定社員 業務執行社員	公認会計士	松 村	豊	Ⓜ

我々監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社近畿大阪銀行の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、我々監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

我々監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、我々監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。我々監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

我々監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社近畿大阪銀行の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

追記情報

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項に記載されているとおり、会社は過去勤務債務の損益処理方法について、従来、過去勤務債務の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により損益処理する方法を採用していたが、当中間会計期間からその発生年度に全額を損益処理する方法に変更した。

会社と我々監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。